

第一章 幕藩体制の成立と関東

第一節 徳川氏の入部と近世村落の成立

「惣無事令」と後
北条氏の滅亡

天正一五年（一五七）、織田信長の後継者として天下統一を進めていた豊臣秀吉は、関東ならびに奥州の諸大名に使者を送り、関東・奥羽の平定は、徳川家康に任せただので従うこと、もし、背くものは成敗するとした命令を出し、領土紛争（私戦）の禁止を発令している。この命令は、「関東惣無事之儀」あるいは、「関東・奥両国（陸奥・出羽）惣無事之儀」と記されていることから惣無事令といわれている。惣無事とは、惣て無事^{すえ}平和のことである。この語は、広くは豊臣政権のとった平和政策全体を指す言葉としても使われる。こうした豊臣政権の平和政策は、すでに天正一三年の九州平定の際に打ち出されている。当時、九州で相対していた島津・大友・毛利氏に対して、争いを停止することを命じた停戦令、そして領土を裁定する国分令^{くにわけい}を出し、これを無視した島津氏を征伐した。これは、それまでの戦国大名間での争いのように、武力を全面にだして相手を抑えるというものではなく、天皇の權威を背景にし、平和の実現・維持を政策の基調としたものであり、平和を乱すものを豊臣政権のもとで制裁するというものであった。また大名をはじめ、土豪^{どこう}や百姓に至るまで、自らを守る手段として用いてきた自力救済権を否定し、その制裁権を豊臣政権^{こうせい}に集中させようとするものであった。

秀吉は、豊臣政権のもとで平和的に解決することを基調にして、島津・伊達氏も服従させ、天下統一を進めていったが、後北条氏は、豊臣政権の惣無事令の意図を読みとれずに最後まで対抗し、小田原攻めへと展開していった。豊臣政権の小田原攻めを決定させた直接の契機は、真田・後北条両氏で争っていた上州沼田領（群馬県）について秀吉が下した裁定を破り、後北条氏が同領の中心であった名胡桃城（群馬県月夜野町）を攻め落したことにあった。

天正一八年三月、秀吉は京都を出発し、総勢二一万の軍勢をもって小田原城を包囲し、八王子城をはじめ、後北条氏の支城を相次いで落し、七月五日、氏直を降伏させ、惣無事令のもとに平定した。

徳川氏の関東 入国と知行割

後北条氏の滅亡後、豊臣秀吉の命により、徳川家康は、ほぼ後北条氏の旧領に相当する二四〇万石余などを与えられて関東に転封となり、江戸を本拠と定め、天正一八年八月一日、正式に江戸城に入城した。徳川氏は、すみやかに江戸の城下町の建設をはじめるとともに、家臣団の知行割と検地を平行して進め、領国の整備に努めた。知行割は、基本的には、本身の家臣を領国の周辺部に配し、拠点として支城を与えて臨戦体制に備え、小身の家臣には、江戸から一夜泊まりで行ける範囲に知行地を与えた。また、蔵入地（直轄地）を江戸の付近に集中させた。

福生市のある多摩郡には、近世初期、甲州口の守りとして、八王子に当時の徳川氏の農政を担った代官頭大久保長安の陣屋がおかれたが、そのほかには本身の家臣がおかれることはなく、村々のほとんどが直轄領と小身の家臣の知行地が錯綜する地域となっていた。福生地域の福生村・熊川村については、近世初頭の支配に不明な部分が多く、慶安期頃に作成された『武蔵田園簿』（以下『田園簿』と略す）により、はじめて全容が明らかになる。

第1節 徳川氏の入部と近世村落の成立

表Ⅲ-1 福生・熊川村支配変遷表

村	領主	天正18年 (一五九〇)	寛永23年 (一六四六)	89年 (一三三二)	慶安2年 (一六四九)	寛文8年 (一六六八)	元禄9年 (一六九六)	享保15年 (一七三〇)	明治元年 (一八六八)
福生村	榊原氏				庄右衛門正吉 25 石		(幕領へ)		
	中沢氏				半六吉清 250 石		(幕領へ)		
	永井氏				与次郎忠正・正次 50 石			(幕領へ)	
	加藤氏				 (幕領へ) 長右衛門 150 石				
	幕府直轄領				設案権兵衛能真代官所 205 石 同 野銭永 750 文 岡上基右衛門景親代官所 25 石				
熊川村	田沢氏				久左衛門正義 246 石 4 斗				
	長塩氏				又左衛門正家 118 石				
	幕府直轄領				設案権兵衛能真代官所 121 石 601 文 同 野銭永 450 文				

- ・実線は知行がほぼ確認される期間、点線は推測される期間を示す。また、表中の石高・氏名は、『武蔵田園簿』による。
- ・『新編武蔵風土記稿』・『武蔵田園簿』・『寛永諸家系図伝』・『寛政重修諸家譜』『記録御用所本文書』(国立公文書館蔵)より作成

福生村の支配変遷

福生村について、『田園簿』を中心に見てみよう。表

Ⅲ-1は、福生・熊川両村の支配変遷を示したものである。福生村は、慶安期には、四人の旗本の知行地と二人の代官の支配を受ける相給村落となっている。

榊原庄右衛門は、『寛政重修諸家譜』

(以下『寛政譜』と略す)によれば、正吉(政寿)といい、徳川秀忠に仕えて大番となり、武蔵国都筑郡・上総国武射郡・下総国印旛郡で三〇〇石を宛行われ、寛永二年(一六五三)九月二日、將軍秀忠より朱印状が与えられている。このときの朱印状の発給は、新たに所領を下付したのではなく、従来の所領を安堵したもので(北島正元『江戸幕府の権力構造』、現存する朱印状の写し(『記録御用所本文書』(以下『記録所



図Ⅲ-1 寛文8年福生村新田検地帳の表紙と奥書（田村半十郎家文書）

本』と略す）には、「武蔵国都筑郡古佐村之内式拾五石」と記されており、寛永二年九月二日以前より榊原氏の知行地があったことが確認できる。また、同家譜をみると、庄右衛門正吉の孫正陣まさむねの代、元禄九年（二六六）二月一二日に、常に行跡が良くなく、従者に対して非道なことをおこなうとの理由で追放となり、同家は断絶している。このときに、福生村の知行地も収公され、幕府領となったものと思われる。

中沢半六は、中沢半六郎吉清のことと思われ、同人の家譜（『寛政譜』）によれば、父吉政の代に、家康に仕えて大番となり、寛永三年より同八年までの間に徐々に知行地を与えられ、それを半六郎吉清が、同八年に継いでいる。知行地については、具体的な村名の記載はないが、このなかに福生村も含まれていたと思われる。中沢氏は、吉清の子清生きよなりのとき、寛文八年（二六六）に大番となった後、一時、知行地が収められて蔵米取りとなっており、福生村の知行地も収公されたもの

と思われる。

永井与次郎は、年代的に該当するなかでは、永井忠正（寛文八年三月二六日没）か、その子正次（元禄十一年八月一四日没）が与次郎を称しており、いずれかと思われる。同家の家譜（『寛政譜』）によれば、忠正の代、寛永二年に、

武蔵国高麗郡（入間郡）荒幡村四〇〇石を宛行われ、同九年に入間郡のうちで二〇〇石を加増され、その後、元禄一年まで知行地に変化はみられない。この記載は『田園簿』とは一致せず、『田園簿』では、入間郡荒幡村四〇〇石のほかには、多摩郡福生村に五〇石、比企郡泉井村のうちに一五〇石がみられるのみで、入間郡に知行地がみられない。福生・泉井両村の知行地が、家譜にみられる寛永九年に加増された二〇〇石に該当すると思われる。同家譜によれば、正次の孫正友が、正次の跡を継いだとき、叔父正明に二〇〇石を分与しており、これは、荒畑村が明治初年（八六）まで一村すべてが永井氏の知行地であること（『新編武蔵風土記稿』以下『風土記稿』と略す・『旧高旧領取調帳』以下『旧高旧領』と略す・『寛政譜』）から、加増分であると思われる。そして、正明の子正行のとき、享保五年（七三〇）十一月二七日、知行地が収公され、蔵米取りになっており、福生村に永井氏の知行地があったのは、長くても享保一五年を下限と考えることができよう。

加藤長右衛門については、幕府の編纂した家譜類に該当する記載はみられず不明であるが、慶安四年（二五）の由井正雪の乱に連座して処罰されたもののなかで、播磨国林田一万石を領した建部政長へ預けとなった者に加藤長右衛門の名がみられ（『厳有院殿御実紀2』）、時期が一致し、同一人物とも思われるが詳細は不明である。

以上みてきたように、福生村については、支配変遷の不明な部分が多いが、享保一九年八月付の「村指出シ明細帳下書」（『近世1』2）には、「当村私領所無御座候」とあり、この時点までに福生村すべてが幕府領となっていたことが確認できる。

熊川村の支配 熊川村は、近世を通じてほぼ旗本田沢氏領・長塩氏領、そして幕府領の三給支配であった。

配変遷

田沢氏については、『寛永諸家系図伝』の田沢正忠の事蹟に「（武田）信玄・勝頼につかふ。甲州落城

の後、東照大権現（徳川家康）につかへ奉る。武州の内熊河村・用土村において旧領をたまはり」とあり、『寛政譜』巻一五〇にも同人の事蹟に「(天正)十八年これまでの采地をあらためて、武蔵国都筑・榛沢両郡のうちにうつされ、四百石を知行す」とあり、葬地が「采地都筑郡熊川村の真福寺」となっている。寛永二年（一六五五）一〇月二三日に田沢久左衛門正義に与えられた朱印状の写し（『記録所本』）には、「武蔵国都筑郡熊川村式百四拾四石六斗余・榛沢郡用土村百五拾五石三斗余、合四百石」の所領が安堵されている。これらのことから、天正一八年の徳川氏の関東転封直後より田沢氏領が熊川村にあったとみられる。

長塩氏については、正家のときに、家康・秀忠に仕え、常陸国鹿島郡のうちで三五〇石を知行し、寛永一〇年（一六三三）二月七日に、武蔵国多摩・男衾・榛沢・賀美四郡のうちで二〇〇石を加増されており（『寛政譜』）、このときに、熊川村に知行地が与えられたものと思われる。また、正家は『寛政譜』によると、熊川村の普門寺（普門寺は実際は秋川市野辺にあり、熊川村福生院の本寺である）に葬られているという。

福生と都筑 前項でみられたように、近世前期の福生・熊川両村について、多摩郡ではなく、都筑郡としている資料がいくつかみられ、注目される。

ひとつは、寛永二年の二点の知行安堵状で、榊原政寿に宛てたものに「都筑郡古佐村」とあり、田沢正義に宛てたものにも「都筑郡熊川村」とある。いずれも、『記録所本』に収録されている。同書は、幕府が、幕臣の家譜編纂のために、旗本の家に伝わる古文書を差し出させて書き写したものであり、旗本ごとにまとめられている。この知行安堵状は後年の写しではあるが、榊原・田沢両氏は、異なる巻に収録されているにもかかわらず、同じ地域の村が同様に「都筑郡」と記されており、単なる誤記であるとは考えにくい。また、『寛政譜』においても、田沢正義の祖父正

忠の知行地が武州都筑郡に与えられたとあり、葬地に「采地（＝知行地）都筑郡熊川村」とみられる。いずれも幕府が作成した公的な編纂物であり、近世前期に両村が都筑郡の内として幕府にとらえられたことが確認される。しかし、中世には当地域は多摩郡あるいは多西郡を冠しており、また、慶安期頃に幕府の命により作成されたと考えられる『田園簿』では、ともに多摩郡となっており、以降いずれの資料にも多摩郡として出ていることから、都筑郡とされたのは、徳川氏の関東転封より慶安期頃以前のうちのことである。寛永期の知行宛行・安堵をいくつかみると、森野村・鶴間村（町田市）・上・下石原村・下布田村（調布市）・車返村（府中市）・二之宮村・瀬戸岡村（秋川市）・河崎村（羽村市）・石川村（八王子市）・中里村（清瀬市）・中藤村（武蔵村山市）・奈良橋郷（東大和市）・宮沢村（昭島市）など、本来多摩郡である村の多くが、都筑郡として記載されていることが確認できる（『記録所本』など）。そのほか、多摩郡として記載されている村も何か村かみられるが、多くの場合都筑郡となっており、福生市域や周辺だけでなく、本来の都筑郡から連続してかなり広い範囲が都筑郡とされたことが確認できる。

なお、市域には、近世前期の様子を知りうる資料はほとんど現存しておらず、後世の地方文書類にもそうした記載は見られず、村方にはどのようにとらえられていたか、また、実際に都筑郡として機能していたのかどうかは、現在のところ不明である。

福生市周辺の近世初期検地 関東転封後、徳川氏は、家臣団の知行割と平行して、在地（土地と農民）を把握するため、順次、領国内に検地を施行していった。

徳川氏の検地は、天正一八年（一五九〇）より伊豆・武蔵・下総で実施され、もっとも早い時期の例として、転封直後の同年九月一五日より一九日付の検地帳が多摩郡經久郷（府中市）にみられる（『府中市史上』）。徳川氏の初期検地

は、毎年、地域ごとに順次実施されていたが、武蔵国では、開幕以前は、天正一九年、文禄三・四年（一五九四・九五）、慶長二・三年（一五七六・七六）に集中してみられる。多摩地域では、天正一九年に石川村・大谷村（八王子市）、文禄三年に經久村（府中市）・豊田村（日野市）・学東村（がくとろ駒井村（狛江市）・関戸村・和田村（多摩市）、慶長三年に森野村・金森村・鶴間村・能力谷村（のうや多摩市）・草花村（秋川市）・日影和田村・沢井村（青梅市）・丹三郎村・境村・小河内村・原村・竜寿寺・氷川村（奥多摩町）・檜原（ひのはら檜原村）、慶長四年（一五九七）に中之村（八王子市）、慶長六年に上恩方村（八王子市）、慶長七年に大沢村（八王子市）・羽村（羽村市）に検地帳の現存が確認される。多摩川流域の支流周辺の村々や奥多摩の多摩川兩岸の村々、あるいは、町田市域の小河川沿いの村々に集中してみられ、それら中小の河川の流域の村々は、早くから開け、生産力が高く安定した地域として、検地が施行されたものと思われる。福生市域では、この時期の検地は確認されておらず、周辺では、羽村市・秋川市で慶長期の検地がみられるのみである。市域で検地として実施が伝えられるもっとも早い時期のものでも、将軍も四代家綱の頃、寛文年間（一六六一～七二）のことである。

福生市域の検地 福生村には、寛文八年に幕府代官雨宮勘兵衛による新田検地、同九年に幕府代官岡上おかのぼり次郎兵衛（『風土記稿』では中川八郎左衛門としている）による本田検地、同一二年に八王子で幕府代官を務めていた中川八郎左衛門による本田検地、そして、延宝二年（一六七四）に岡上次郎兵衛による本田検地、同五年に幕府代官設楽孫兵衛能武・今井九右衛門による検地が実施されたことが伝えられている（『近世1』2・『風土記稿』）。このうち、寛文八年の検地は検地帳が現存しており、それには「武蔵野新田申之御縄水帳」と表題がみられ（『近世2』17・18）、開発した新田を検地したものであることが確認でき、同年の武蔵野新田検地は、多摩郡において開発がなされ

た村々について一斉に実施されたものである。寛文・延宝期（一六六〇～一六八〇）、幕府は、直轄領の村々に総検地を実施し、関東などでは旗本もそれに倣^{なま}って自領に検地をおこなっている（神崎彰利『検地』・『神奈川県史（通史編二近世一）』）。寛文九年以降実施された検地は、いずれも検地帳の現存が確認されないが、本田分の検地であり、直轄領総検地の一環として実施されたものであろう。その後、元禄五年（一六九〇）に杉山八郎兵衛による検地がおこなわれ、元文元年（一七三〇）に武蔵野新田を管掌した江戸町奉行大岡越前守忠相、宝暦十一年（一七六〇）と明和五年（一七六六）に関東郡代伊奈半左衛門忠宥^{ただおき}、明和七年・安永二年（一七七三）に伊奈半左衛門忠敬^{ただひろ}、同九年に伊奈半左衛門忠尊^{ただたか}による新田検地を受け、高入れしている（『近世1』9）。

熊川村については、寛文八年（一六六八）八月付の「熊川村武蔵野新田申^{まゐ}之御縄水帳^{おなわみずちよう}」（『近世2』19・20）が現存しており、福生村と同様に、寛文八年に幕府代官雨宮勘兵衛によって武蔵野新田の検地がおこなわれていることが知られる。その後、延宝元年（一六七〇）十一月一日、幕府代官設楽孫兵衛によって、寛文九年に熊川村で新たに切り開いた武蔵野新田を対象とする検地がおこなわれ、検地帳が作成されている（『近世2』21）。このように、武蔵野新田分の検地帳は現存が確認されているが、本田（本田）については、寛文・延宝期まで検地帳の現存はみられない。本田（本田）分については『風土記稿』や村明細帳類では、検地の実施年月日は不明としており、明治二十一年（一八八八）に記された『熊川村誌稿』によってのみ、寛文七年の熊川村の検地帳があったが焼失してしまったとして、同年の検地を伝えている。

熊川村には、土地台帳として、延宝四年十一月一日付の「熊川水帳写」（『近世2』2）、元禄一四年（一七〇〇）五月付の「高反別帳」（『近世2』3）が現存している。前者は、表題に水帳とあるが、記載形式をみると、名請人別に

一筆ごとの耕地の字・品など・反別が書き上げられてあり、内容的に、検地帳ではなく名寄帳なよせちようとなっている。名寄帳は、年貢や諸役を村内で小割するための基準となる農民の持高を算出する台帳として、検地帳を受けて、村が主体となって作成するものである。奥書に記された作成人に「検地 蒔田次右衛門・長（帳）付 芹沢三右衛門・竿取 塩原兵右衛門」と、案内として名主・組頭の名がみられ、直前に検地がおこなわれ、その結果に基づいて名寄帳が作成されたものと思われる。帳末の寄（合計値）などから、この名寄帳が旗本長塩氏領のものであることが確認できる。後者は、奥書などから旗本田沢氏領のものであり、旗本田沢氏が作成したものであることが知られる。一筆ごとの記載形式は、一般的な検地帳と同様の形式をとっており、作成人に「棹取」の肩書もみられ、地改じあらためをおこない、作成された土地台帳である。元文元年（一七六〇）の検地も伝えられ（『近世1』10）、これは、大岡越前守忠相が武蔵野新田に一斉に実施した新田検地である。

なお、万治元年（一六六〇）一二月吉日の日付をもち、農民の反別・貫文・石高を書き上げた「帳ノうつし」（『近世2』1）が残されているが、これは年貢諸役ふかの賦課のために作成されたと思われる台帳で、検地帳とは性格を異にする。現在のところ、万治元年までの間に検地が実施されたかどうかは断定できないが、このなかに、「本」・「新」の記載がみられ、反別・石高・貫文が付されており、当時より本田畑と新田畑の区分がなされ、土地把握がなされていたことがうかがえる。

検地と村の成立 検地は、領主がその基盤となる土地と農民を把握しようとする政策の一つとして実施され、検地によって村と石高が確定し、検地の結果を記した検地帳をもとに、年貢や諸役が賦課された。農民にとっ

て、検地帳に名請人なうけにん（土地所持者）として記載されることは、年貢請負の責務をもつことである一方、その土地に対

第1節 徳川氏の入部と近世村落の成立

表Ⅲ-2 福生・熊川村の村高の変化

	慶安2年頃 (1649)	元禄15年頃 (1702)	天保5年頃 (1834)	明治元年 (1868)
福生村	705 石	869 石 64160	935 石 56510	936 石 25410
熊川村	493 石 001	516 石 41600	532 石 59200	569 石 01800

(『武蔵田園簿』・『武蔵国元禄郷帳』・『武蔵国天保郷帳』・『旧高旧領取調帳』による)

する所持権が公認されることであり、同時に一人前の本百姓として認められることでもあった。そして、検地により村域が確定され、村の生産力を示す村高が付されて、村が確立していった。近世の村は農民の生活の場として機能するとともに、村を単位に年貢の上納がおこなわれる村請制がとられ、また法令の伝達も村ごとにおこなわれるなど、支配の単位でもあった。

こうした近世の村は、その多くが中世のまま移行したのではなく、村域が確定され、出入作が整理される村切りがなされてできたものである。福生市域にも、近世においては、福生・熊川の両村があったが、『風土記稿』をみると、ともに福生郷と称したことが記されており、両村が福生郷から村切りされてきたものであることが知られる。近世初期の検地は確認されないが、すでに寛永二年(一六五)の知行安堵状に両村の名がみられ、石高も付されており、当時までには、福生・熊川両村が行政単位の村として成立していたことがうかがえる。近世の初めには、こうした領主が設定した村が必ずしも村の生活のなかで浸透していない。後述する熊川村の野島家の例にみられるように、村方では、厳密に両村をとらえていたのではなく、福生郷の名残をひいて、混同して使用していた面もうかがえる。表Ⅲ-2にみられるように、慶安二年(一六四九)前後の村々の様子を記したとされる『田園簿』によれば、村高は福生村が七〇五石、熊川村が四九三石一合となっており、これが近世初頭よりの両村の村高であると思われる、検地による打ち出しなどにより、この表にみられるように村高が変化していく。また、近世後期のものになるが、『風土記稿』により

村の規模をみると、福生村は、おおよそ東西三〇町（一町＝約一〇八メートル）・南北二二町で民家二二二軒、熊川村は、おおよそ東西一町・南北二〇町で民家一三四軒となっていた。

開村伝承と 旧家百姓

このように、近世にはいると、行政単位として、村が領主＝徳川氏（幕府）により設定されたが、その以前より、人々が居住していたことはいうまでもないことである。福生市域については、近世前期の村の様子を具体的に知る当時の資料はあまり残されておらず、詳細は不明である。しかし、後世になってから伝承などを書きまとめた記録や、神社の棟札^{むなふだ}などにより、その一部を垣間^{かいま}みることができる。

そのなかで、福生の村の成立について記したものに、『神光仏言夢物語』（以下『夢物語』と略す、『近世1』1）がある。これは安永二年（一七七三）八月に福生村の沢応が記したものを、慶応二年（一八六六）に書き写したものであることが同資料の奥書より知られるが、沢応がどんな人物であり、また、どのような経緯を経て野島家に伝来しているかは明らかではない。これによると昔、清水但嶋・野嶋兵五（庫）・長田庄玄の三名の浪人が集まって相談し、清水但嶋が福生村を開き、長田庄玄が川崎村を開き、野嶋兵五（庫）が熊川村を開き、それぞれ氏神を祭り、その地の「惣社」となったとしている。村を開いた時期などについては記されておらず、この資料だけではこれ以上詳しいことはわからないが、三か村の開発者を浪人＝武家に求めている点が注目される。このうち、野嶋兵庫の名は、ほかの資料にも確認される。五日市町の大悲願寺の弘法大師木像の銘（『寺社』156）に、天正一九年（一五九一）一〇月一七日の日付と材木施主として「福生村野島兵庫輔」の名がみられ、同人が父母の菩提のために寄進したものであることがみられる。ここでは熊川村ではなく福生村となっているが、中世には熊川村が福生郷のうちであったこと（前述）から記されたものと思われる。同寺の過去帳（『寺社』161）にも、旦那として福生村熊川野島兵庫の名がみられ、天正一九

年八月五日が父、文祿二年（一五九三）八月二十四日が母の命日となっている。過去帳にはそのほか元和元年（一六二五）一月二八日、寛永一一年（一六三四）六月一日も熊川の野島姓がみられる。そして、慶長二年（一五九七）二月一六日の熊川神社の棟札（『寺社』132）には、表裏に寄進者の名が記され、表の上段の筆頭（最上位の位置）に野嶋兵庫助とあり、同じく上段に野嶋図書助・石河市助・石河善兵衛の名がつづいている。熊川神社は、江戸時代には礼拝宮と称した村社であり、これが、『夢物語』のいう「所の惣社」にあたると思われ、筆頭の寄進者に野島兵庫の名がみられることは、野島家が神社を創建したという伝承と重なり合う。

近世後期に記された『夢物語』で熊川村を開いたと伝えられる野島兵庫の名は、その子孫である可能性もあるものの、棟札や仏像の銘などに同じ名がみられ存在が裏付けられる。そして、それらにより具体的になった野島兵庫は、熊川神社再建の費用寄進に際しては筆頭に位置し、また、地域の中心的な寺院大悲願寺の檀家で、同寺に弘法大師の木像を寄進するほどの、地域のなかで有力な存在であった。

また、『風土記稿』の熊川村の項には、「旧家」として百姓幸蔵が載せられている。同家は田沢氏を称し、古文書二通を所持しているとして、後北条氏の制札（せいきふ）を載せているが、旧記などがなく古いことは不明であるとしている。さきにみた熊川神社の慶長二年の棟札などにも田沢姓は一切みられず、詳細は不明である。ただ、近世を通じて熊川村を知行し、村内の真福寺を葬地とした旗本に、同じく田沢氏がみられ同家の家譜（『寛永諸家系図伝』）によれば、武田氏の家臣であったが、正忠のとき武田氏滅亡後、徳川家康に仕え「旧領」として熊川・用土（埼玉県寄居町）の両村を与えられたとしている。戦国期に福生市域にまで武田氏家臣の所領があったとは考えがたいが、出自（しゅつじ）を同じにする家があり、一方は甲斐で仕えて戦国大名の家臣となり、もう一方は土着した可能性も考えられ、両者の関係を含めて、

この旧家については今後の検討が望まれる。

熊川神社棟札に 熊川神社には、慶長二年（一五七）の棟札のほか、正保三年（一六四）・寛文十一年（一七〇）の棟札
みる前期の農民（『寺社』133・134）が現存しており、そこには、寄進者として数多くの名前が記されている。こ

こでは、棟札に記された寄進者から、近世前期の熊川村の様子を^{さぐ}探ってみよう。

まず、寄進者の性格であるが、熊川神社は、江戸時代には礼拝大明神と称した熊川村の村社であり、寄進者に村名など地域を示す肩書が一切見られないことから、おおそ熊川村の農民であるか、あるいはもう少し広い範囲であったとしても、『夢物語』にみられる福生村や川崎村の農民が、それに加わる程度であると考えてよいと思われる。なお、正保三年・寛文十一年には、熊川村の領主の名もみられる。

さて、この三点の棟札の寄進者を示したのが、表Ⅲ-3である。この表により明らかなように、寄進者の人数が次第に増加し、寛文十一年には慶長二年のときの二倍以上になっている。では、具体的にはどのように増えていったのかみてみよう。

慶長二年時には、七〇名中一九名が有姓者で、野嶋姓の者八名、石川（河）姓の者六名のほか、天野姓・斉藤姓・森田姓の者がみられる。このうち、野嶋兵庫助・同図書助・石河市助・石河善兵衛が表の最上段に記され、寄進料も多い。寄進料についてみても、姓のないものは、三文〜一五文の者がほとんどで、多くても三〇文となっていたのに対して、有姓の有力農民は、瓦木・目板木・萱葺木や五〇〜一〇〇文を寄進している。これらの有姓者、とくに野嶋・石河の一族は人数も多く、神社祭祠の中心になっていたと思われる、その経済力からも、当時、村を主導する有力農民であったととらえられよう。そのほかに姓のない者五一名が表の下段および裏にみられ、寄進料は少ないが祭祠



図Ⅲ-2 慶長2年熊川神社棟札（熊川神社蔵）

くは、おおよそ一人一〇〇文〜二〇〇文を寄進している。しかし、姓のない者のなかにも一〇〇文以上寄進しているものが、六三名と半数以上みられ、なかには一人で三〇〇文寄進している者も確認される。このように有姓

表Ⅲ-3 熊川神社棟札にみる寄進者

	慶長2年 (1597) 神社再建	正保3年 (1646) 上葺再興	寛文11年 (1671) 神社再建
野 嶋	8名	5名	11名
石川(河)	6名	2名	11名
天 野	1名		
斉(済)藤	3名	2名	5名
森 田	1名	3名	11名
小 金 井		1名	1名
小 石 井		1名	
山 下			2名
竹 田			1名
小 島			1名
姓 無 し	51名	83名	120名
福 生 院			1名
千 手 院			1名
小 計	70名	97名	165名
旗 長 塩		1名	1名
本 田 沢		1名	

各年熊川神社棟札（『寺社』132・133・134）より作成

井・小石井両姓の者が現れている。また、有姓者と姓のない者の寄進料も慶長二年時より格差が少なくなっている。これらのことは小百姓が成長するなかで有力農民の力が弱まり、両者の格差が減っている様子がうかがえる。こうした傾向は、寛文一年時には一層顕著になる。寛文一

に参加する小百姓こひやくしやうの姿がうかがえる。正保三年時にはこれと比べると姓のない者が増加し、寄進者数全体も増えているが、有姓者の人数が一四名に減少しているのが特徴である。有姓者のなかでも石河・野嶋姓が減少し、新たに小金

の者と同等に寄進する者が増えており、小百姓が経済的にも上昇し、神社の祭祠をはじめ村内で発言力を強めていった。

寛文一一年の棟札には、五〇文未満の寄進者が二一名みられる。後掲の表Ⅲ-4にみられるように、長塩氏領だけであるが、土地を所持している者（本百姓）には五〇文未満の寄進者は見あたらず、五〇文未満の寄進者は、それ以外のもの、つまり、小百姓の傍系家族や水呑百姓である可能性が高い。そのなかには「まん」「でん」「たへ」「たま」といった女性の寄進者の名も確認され、これらの者に「何某後家」といったような肩書はみられないことから、戸主（家の代表）としてではなく、個人として寄進したものと思われ、寄進者の層のひろがりがある。

延宝四年の熊川村長塩氏領

前述したように、福生市域には本田畑の検地帳が現存しておらず、旗本の知行地ごとに作られた土地台帳が、もっとも早い時期のものとなる。まず、延宝四年（一六七六）一月一日に作成された長塩氏の熊川村の知行地分の名寄帳（「熊川村水帳写」『近世2』²）から、長塩氏領分のみではあるが、当時の村の様子をみてみよう。長塩氏の知行高は、熊川村村高四九三石一斗（『田園簿』の約二三・九パーセントにあたる一一八石で、この知行高は幕末まで変化しない。

表Ⅲ-4は、延宝四年の長塩氏領分の名寄帳から作成した熊川村の農民構成表に、寛文一一年の棟札にみられる寄進者の名前と寄進料を加えたものである。名寄帳は棟札の五年後に作成されたもので、ここでは同じ名前を同一人物と考えて対応させた。名寄帳の品などにみられるように、本田畑には田地はみられず畑地のみとなっており、田地は開墾地である改出に下田がわずかにみられるのみである。田地は、一か所の小名「前田」に集中してみられ、「前田」には畑地はなく新田が一か所で開墾された様子がみられる。また、山として反別が付されて記されている土地が

第1節 徳川氏の入部と近世村落の成立

表Ⅲ-4 延宝4年熊川村長塩氏領農民構成表

		延 宝 4 年 名 寄 帳						寛 文 11 年 棟 札					
No	名請人	本 田			改 出 地			屋 敷	山	合 計	氏 名	寄 進 料	
		上 畑	中 畑	下 畑 小 計	下 田	下 畑 小 計							
1	三 四 郎 門			101.12	101.12		7.15	7.15	8.24	19.10	137.01	小島 三 四 郎	200 文・100 文
2	李 右 衛 門		29.03	36.12	65.15	1.29	49.23	51.22	5.06	8.12	130.25		
3	四 郎 兵 衛 門	7.10		50.24	58.04		47.06	47.06	6.07		111.17	野島四郎兵衛助	200 文 1 日扱*
4	文 右 衛 門	62.25	11.20	19.24	94.09	0.23	4.11	5.04	5.15	1.10	106.08	野島 文右衛門	200 文
5	三 左 衛 門	39.20	38.20		78.10	2.02	15.19	17.21	5.06		101.07	野島 三左衛門	200 文 1 日扱*
6	五 兵 衛 門	3.24		30.18	34.12	0.20	57.25	58.15	4.11	0.24	98.02	森田 五兵衛助	100 文・32 文
7	李 左 衛 門	1.18		23.09	24.27		61.12	61.12	9.10		95.19	森田 李左衛門	200 文 1 日扱
8	十 左 衛 門	6.11	26.22	7.14	40.17		36.16	36.16	7.20	9.14	94.07		
9	助 左 衛 門	11.03	15.16	44.06	70.25		14.02	14.02	7.10		92.07	助左衛門	66 文
10	次 郎 兵 衛 門	2.16		64.00	66.16		21.13	21.13	2.20	1.10	91.29	野島 二郎兵衛	200 文・100 文
11	四 郎 右 衛 門		17.14	40.08	57.22	2.25	6.25	9.20	5.18	3.06	76.06	野島四郎右衛門	200 文 1 日扱
12	久 兵 衛 門	2.08		22.27	25.05		40.15	40.15	3.22		69.12		
13	半 左 衛 門			24.08	24.08		25.05	25.05	4.00	14.12	67.25		
14	仁 左 衛 門		10.27	34.09	45.06	1.17	15.23	17.10			62.16		
15	八 左 衛 門		34.04		34.04	11.08	10.15	21.23	6.12		62.09	八左衛門	200 文*
16	茂 左 衛 門	5.15		32.15	38.00	2.20	12.18	15.08	5.15	1.02	59.25		
17	勘 左 衛 門			38.05	38.05		11.21	11.21	7.20	2.00	59.16		
18	七 兵 衛 門			19.10	19.10		33.28	33.28	4.01	1.16	58.25	小金井七兵衛助	200 文・100 文
19	伝 左 衛 門	44.08		44.08	1.16	8.07	9.23	3.19	0.21	58.11	野島 伝左衛門	200 文 1 日扱	
20	長 兵 衛 門			35.02	35.02	1.01	14.27	15.28	3.24		54.24	齊藤 長 兵 へ	200 文・50 文
21	市郎左衛門	11.28	25.07		37.05		16.07	16.07			53.12		
22	佐 左 衛 門			49.23	49.23						49.23	佐左衛門	100 文
23	三郎左衛門			40.21	40.21				7.05	1.20	49.16	森田三郎左衛門	200 文 1 日扱
24	角 左 衛 門		13.13	22.12	35.25		6.21	6.21	4.28		47.14		
25	仁 右 衛 門	12.04			12.04		29.13	29.13	5.17		47.04	仁右衛門	50 文・100 文
26	濃村仁兵衛			42.13	42.13						42.13		
27	作 左 衛 門			26.26	26.26		11.01	11.01	3.06	0.10	41.13		
28	金 左 衛 門			11.00	11.00	1.04	20.15	21.19	5.08	0.21	38.18	森田 金左衛門	200 文・100 文
29	久 之 丞			25.19	25.19	1.17	10.11	11.28			37.17		
30	勝 八 郎			30.15	30.15		5.24	5.24			36.09		
31	与五左衛門	2.20	23.07		25.27		3.27	3.27	2.10	0.24	32.28	与五左衛門	200 文
32	長 左 衛 門			15.09	15.09		8.17	8.17	4.20	1.10	29.26	長左衛門	100 文
33	彦 右 衛 門		11.22	9.13	21.05						21.05	彦右衛門	200 文
34	権 左 衛 門		17.10		17.10						17.10	権左衛門	100 文・32 文
35	小 右 衛 門			16.24	16.24						16.24	小右衛門	50 文・100 文*
36	主 税			15.10	15.10						15.10		
37	又 右 衛 門	2.12			2.12				7.20	4.20	14.22		
38	次郎左衛門			14.10	14.10						14.10	二郎左衛門	100 文
39	七 左 衛 門	4.23	9.01		13.24						13.24	七左衛門	50 文
40	新田次郎兵衛						12.20	12.20			12.20		
41	太郎左衛門				0.20		11.02	11.22			11.22	太郎左衛門	100 文
42	長 右 衛 門			5.12	5.12		5.13	5.13			10.25	森田 長右衛門	200 文 1 日扱
43	伊 兵 衛 門	4.23			4.23				3.15		8.08	伊兵衛助	300 文
44	新田七兵衛						7.11	7.11			7.11		
45	吉 左 衛 門			6.02	6.02						6.02		
46	次郎左衛門						5.21	5.21			5.21		
47	權 助	2.12			2.12				2.12		4.24		
48	大 善 院					1.13		1.13			1.13		
49	九 右 衛 門					1.15		1.15			1.15	九右衛門	50 文
50	源 左 衛 門					1.18		1.18			1.18	源左衛門	3人で 272 文
51	与三左衛門					0.13	0.13				0.13		
	計	186.24	298.01	985.29	1470.24	34.08	652.18	686.26	153.11	73.02	2384.03		

- ・名寄帳の単位：小数点は畝
- ・名寄帳には、次郎左衛門が2カ所に記載されている
- ・棟札の寄進は、ほかに野島三左衛門・八左衛門が3人で金1分、四郎兵衛 100 文、小右衛門 20 文あり
- ・延宝4年『熊川村水帳写』（野島茂雄家文書、『近世2』2）・寛文11年「熊川神社棟札」（熊川神社文書、『寺社』134）より作成

みられ、耕地以外の土地が耕地とともに把握されている点も特徴としてあげられよう。山はいずれも小名が「屋敷付」となっており、肥料となる下草を採取する雑木林、あるいは屋敷林のようなものと思われる。このほか帳末の田畑の寄のあとには、地頭山五町二反九畝二歩・地頭屋敷一反九畝歩と寺社地が高外地として記されている。

表にみられるように、名寄帳に記された農民は、大善院（修験者カ）をふくめ五〇名みられる。近世の村落は単婚小家族農民による、いわゆる封建しやうけん小農経営が基盤となったが、小農が自らの経営を維持していくためには、おおよそ三〇五反歩（おおよそ持高にして三石）程度の耕地が必要であるとされる。この五一名の中には幕府領農民で、一部に長塩氏領の耕地を所持している者も含まれていると思われ、個々の農民の経営耕地がすべて登記されている訳ではないと見られるが、熊川村長塩氏領では、五反歩以上の者が四二パーセントにあたる二一名で、三反歩以上の者に広げて六二パーセントにあたる三一名で、残りはそれ未満の名請反別である。また、屋敷地を名請している者は二九名みられ、半数以上が独立した屋敷地を所持し、五反歩以上では、二一名中一九名と所持率が高くなっている。各農民の名請反別は、もっとも多いもので三四郎の一町三反七畝一步となっており、突出した反別面積をもつ有力農民の存在はみられず、村内での所持反別の格差は、一般的な村と比べると少ない方で、名請反別の面では比較的法ラッシュな農民構成となっている。しかし、上層の農民の多くは、棟札では有姓で現れ、寄進料も比較的多く、旧来からの有力農民が占めている様子がうかがえる。また、名請反別の少ないもののなかにも、棟札には有姓で現れ、多くの寄進料を寄進しているものがみられる。これらは有力農民の一族で、隠居分家などにより名寄帳の上では経営体を別にしながらも、まだ実際の経営・生活などは出自の本家と強く結び付いた者である可能性が高い。名請反別で村内の中・下位に位置しているものは、棟札に姓をもたず現れる者が多いが、一〇〇〜二〇〇文の寄進料を出しているもの

第1節 徳川氏の入部と近世村落の成立

表Ⅲ-5 元禄14年熊川村農民構成表

	名請人	田方	畑方	屋敷	計		名請人	田方	畑方	屋敷	計
1	三郎左衛門		275.17	17.02	292.19	43	四郎右衛門		36.26		36.26
2	五右衛門	3.25	187.28	11.06	202.29	44	三郎兵衛		36.02		36.02
3	権左衛門		182.04	9.10	191.14	45	与兵衛		33.08		35.28
4	五兵衛		167.18	13.06	180.24	46	角助		29.18	2.20	33.18
5	真福寺		144.19	19.14	164.03	47	十(重)兵衛		26.28	6.00	32.28
6	小兵衛		115.17	12.03	127.20	48	次郎左衛門		21.03	8.00	29.03
7	長兵衛		103.09	2.03	105.12	49	千手院		28.28		28.28
8	源右衛門		102.01		102.01	50	三右衛門		21.24	7.00	28.24
9	角兵衛		96.00	6.00	102.00	51	小右衛門		22.09	3.14	25.23
10	半兵衛		83.29	9.06	93.05	52	六右衛門		25.19		25.19
11	太郎兵衛	3.11	77.25	9.03	90.09	53	東学院		15.02	10.00	25.02
12	三郎右衛門		85.04		85.04	54	次郎右衛門		24.14		24.14
13	徳兵衛	1.19	83.01		84.20	55	長右衛門		23.17		23.17
14	藤左衛門		81.11	2.20	84.01	56	茂右衛門		22.05		22.05
15	奎左衛門	0.17	75.25	4.07	80.19	57	喜兵衛		21.12		21.12
16	長左衛門	1.08	71.25	5.00	78.03	58	作兵衛		21.12		21.12
17	新兵衛		71.14	4.16	76.00	59	喜左衛門		20.24		20.24
18	源兵衛		69.12	4.24	74.06	60	庄兵衛		20.22		20.22
19	権右衛門		73.17		73.17	61	七郎右衛門		20.03		20.03
20	加左衛門		62.17	10.08	72.25	62	治兵衛		8.00	11.10	19.10
21	清兵衛		65.06	6.00	71.06	63	金左衛門		19.01		19.01
22	忠右衛門	4.13	50.28	11.18	66.29	64	太左衛門		18.15		18.15
23	半右衛門		50.29	14.20	65.19	65	弥五兵衛		4.27	11.11	16.08
24	次右衛門		57.15	7.24	65.09	66	久兵衛		12.05	4.00	16.05
25	利(理)右衛門	4.09	43.29	13.10	61.18	67	七兵衛		14.25		14.25
26	十(重)右衛門		55.21	2.20	58.11	68	式部		14.23		14.23
27	五郎兵衛		56.16		56.16	69	八右衛門		13.15		13.15
28	奎兵衛		53.20		53.20	70	市左衛門		12.00		12.00
29	惣兵衛		42.14	10.04	52.18	71	五郎右衛門		7.20	3.22	11.12
30	仁左衛門		52.16		52.16	72	与五左衛門		11.09		11.09
31	五左衛門		52.04		52.04	73	国法院		6.20	3.25	10.15
32	福生院		50.05		50.05	74	八兵衛		9.03		9.03
33	与五兵衛		43.27	4.22	48.19	75	勘兵衛		8.16		8.16
34	清右衛門	2.05	32.28	11.16	46.19	76	藤助		7.06		7.06
35	庄左衛門		40.20	4.12	45.02	77	加右衛門		6.14		6.14
36	仁(甚)兵衛		33.16	9.00	42.16	78	助左衛門		4.24		4.24
37	次(治)郎兵衛		36.03	6.07	42.10	79	弥兵衛		4.10		4.10
38	茂左衛門		33.21	6.12	40.03	80	龍宝院		2.04		4.07
39	八左衛門		33.10	5.24	39.04	81	半左衛門		4.00	2.03	4.00
40	清三郎		33.12	5.18	39.00						
41	惣左衛門		38.01		38.01						
42	孫兵衛	4.11	27.29	5.10	37.20						
							計	25.28	3858.06	343.00	4227.04

・数値は反別 単位：小数点は畝

・このほか、御屋敷24.09・御林松山13.20・御廟所7.15・御林3.25・熊野宮内2.28が記載されている。

・元禄14年「高反別帳」(内出英雄家文書、『近世2』3)より作成

が多く、寄進料では、上層の者とあまり格差がなくなっていることが確認できる。

次に、新たな開発地である改出地あらためしちに注目してみると、五反歩以上の名請人は、いずれも改出地を名請しており、No. 32 長左衛門まで、おおよそ三反歩以上までの多くは開発地を名請しており、それらの名請人は、本畑と改出地をとものに名請している。改出地の反別は、No. 2 奎右衛門・No. 3 四郎兵衛・No. 6 五兵衛・No. 7 奎左衛門・No. 12 久兵衛が四反歩以上を名請しているほかは、ほとんどが一、二反歩前後であり、大規模な開発はおこなわれず、それまでの耕地の周囲を開発する切添きりぞえ的な開発であったものと思われる。一方、三反歩未満の名請人で改出地を名請している者は、二人を除いて改出地のみの名請となっている。このうちの一人は、有姓で多くの寄進料を出しており、有力農民の一族と考えられる者もいる。開発地の名請によって初めて土地を所持した者の存在をうかがわせ、新田畑の開発により、わずかな地の所持者ではあるが、新たに多くの本百姓が創出されたものととらえられる。

元禄一四年 田沢氏領については、元禄一四年（一七〇〇）の高反別帳（『近世2』3）が現存しており、これにより
の熊川村 近世前期の農民構成がうかがえる。この帳面は、田沢氏の家臣がその年におこなった地改に基づいて

検地帳と同じ形式で記したもので、田沢氏領の高は、慶安期の知行高二四六石四斗から二七六石八斗九升一合四才に、約一二・四パーセント増加している。品などは、田方が上・中・下・下々の四等級、畑方が上・中・下・下々のほかに新畑があり、ほかに屋敷もみられる。

表III-5は、高反別帳より作成した田沢氏領の耕地名請人の農民構成表である。ここに記載された農民は熊川村全体に及んでおり、寺院も含めて八一名確認される。このうち屋敷地を所持している四五名が純然たる田沢氏領農民であり、ほかの三六名は幕府領、長塩氏領や滝村（八王子市）に属する農民が、田沢氏領の田畑の一部を名請して耕作

に当たっているものとみられる。したがって本表の田畑、屋敷は田沢氏領のそれであるが、それぞれの農民の所持地すべてを示すものではない。その限定の上で名請人のうち四七名が三反歩以上を所持しており、その多くが田沢氏領の農民として屋敷地を名請している。名請反別の最高は、三郎左衛門の二町九反二畝一九歩で、その次に一町五反歩から二町歩を名請する者四名がつづいている。その一方、三反歩未満の名請人も三四名みられるが、資料の性格を考慮しつつ、なお当時の熊川村は上層の数名の有力農民とたくさんの小百姓からなる農民構成がうかがえるであろう。また、田方の名請も、三反以上の名請人のみに確認でき、数名の名請人が一〜四畝歩ずつ名請している様子がみられる。田地の小名はいずれも「河向」であり、「河向」には畑地はみられない。また、『田園簿』の時点（慶安期頃）では、熊川村は畑地のみとなっており、これらのことからこの田地は、慶安期以降に村の一部の者によって、小名「河向」にまとめて開発された新田であると考えられる。

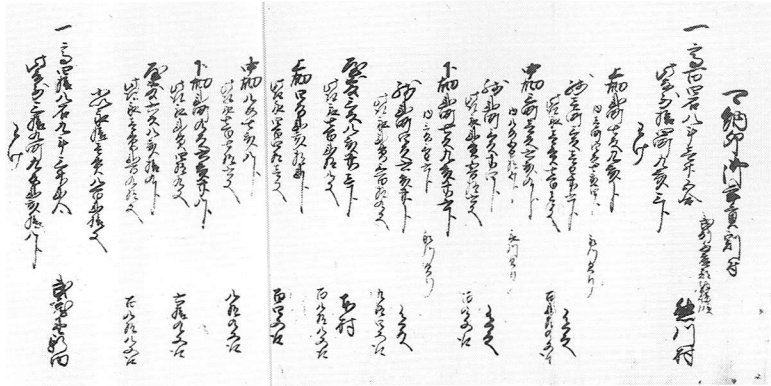
このほか、高反別帳には年貢免除地として、旗本の墓所である「御廟所」や、村に出向いたときに使用されたと思われる「御屋敷」がみられ、「御林」（旗本の所持林）も確認される。

第二節 幕府領支配と年貢の変遷

年

貢

「年貢さへすまし候えば、百姓ほど心易きものはこれなし」。これは慶安二年（六四九）二月二六日に発布された「諸国郷村へ仰せ出ださる」（『徳川禁令考前集第五』）という法度はつとの一節である。幕府・大名・旗本ら封建領主は農民から徴収した年貢を経済基盤としていた。彼らにとって百姓は年貢を納めるべき存在であ

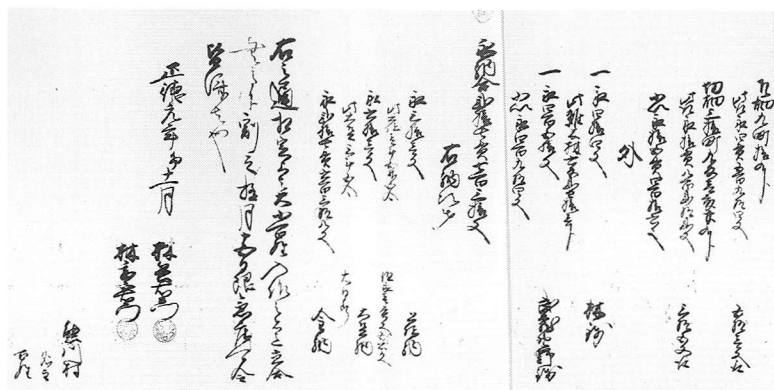


割付状（石川彌八郎家文書）

ったことを右の法度は端的に示している。

封建領主は農民からの年貢徴収を円滑におこなうために、種々の法度を出し、農民らをあらゆる方面から支配していた。太閤検地以来の検地によって「百姓」身分を確定し、武士・商人らと分離（兵農分離・農商分離）することで、彼らを農村に居住させた。農民と彼らの所持する土地は必ずどこかの「村」に所属しており、領主はこの「村」を行政単位とすることによって農民を支配し、年貢などの役儀を課したのであった。このことを「年貢の村請制」という。

農民が村を通して賦課される年貢の量は、一般に四公六民、五公五民、六公四民と表現されるように、収穫高の四〇六割ほどにおよんだといわれている。これは地域や年代によって一様でないものの、近世初期に、家康の最高の謀臣であった本多正信が「一年の入用作食を積らせ、其の余りを年貢に収むべし、百姓は財の余らぬ様に、不足なき様に」（『本佐録』『日本経済大典三』）年貢を徴収すべきであるといったと伝えられているように、農民には一年間に必要な経費を残しておき、残りはすべて年貢として収納せよというのが、封建領主の基本的な態度であった。本多正信の言葉は、年貢徴収が農民の生産生活の維持に必要な部分まで食い込むことを戒



図Ⅲ-3 正徳9年熊川村年貢

めたもので、この時期の封建領主が、かなり強固な年貢収奪力をもっていたことが前提となっている。当時すべての領主が、農民から生活維持に必要な部分を残して、他の余剰をすべて徴収していたかどうかは議論の余地がある。だが、それが封建領主の基本姿勢であり、農民らが一般に過重な年貢負担をしいられていたことは推測に難くない。

同様なことをうかがえる言葉に「胡麻^{ごま}の油と百姓は、絞れば絞るほど出るものなり」(『西域物語』『日本経済大典二十』)がある。これは、元文二年(一七三二)から宝暦三年(一七五二)まで勘定奉行の職にあった神尾若狹守春^{はる}央が放言した言葉として知られている。彼が活躍したのは、先の本多正信が生きた時代より約一世紀もあとのことである。それを念頭においてこの言葉を読むと、絞るだけ絞っても領主側は農民の余剰部分をすべて収奪できない状態になっていたことがうかがえる。この一世紀の間に農業生産力は着実に発展したが、その成果を領主側はなかなか徴収しきれない状態にあり、神尾は策をめぐらして胡麻油を絞る如く、農民の手元に残された富(余剰部分)を絞り取ろうとしたのであった。

領主にとっては農民から徴収する年貢が経済基盤だったのであり、一方農民側にとっては毎年生活が脅やかされるほどの過重な年貢を納めなければ

ばならなかったから、両者ともに年貢に関する事柄には特に注意をはらっていたに違いない。

幕藩体制社会は、農民が生産した土地生産物を、領主階級が年貢・諸役として徴収する土地経済の上に成り立った社会である。具体的には田、畑（屋敷を含む）の耕地に対して課せられた年貢を中心に、それ以外の雑税も多数あった。前者は本年貢・本途物成^{ほんともものなり}などと呼ばれ、後者の雑税には小物成^{こものなり}・高掛り物・国役金などと呼ばれる諸役がある。これらの賦課の方法（徴租法）は地域・年代によって異なり、幕府領（天領ともいい、代官が治める）か、大名領・旗本領などの領主によっても一様でない。

福生市域では熊川村の一部に旗本領があったものの、それ以外は幕府領になっていた。それぞれの村、領域において、どのような方法で年貢高が決定され、どのような年貢がどの程度納められていたのか、その推移を見てみよう。

年貢割付状

市域のなかで、年貢の割付高を知ることができる初見は、熊川村幕府領分の宝永三年（一七〇〇）の年貢^{ねんぐ}割付状^{わりつけじょう}である。

納む可し戌の御年貢割

一高百四石八斗壺升五合

武蔵国多摩郡拝嶋領
熊川村

此反別拾四町九畝三步

わけ

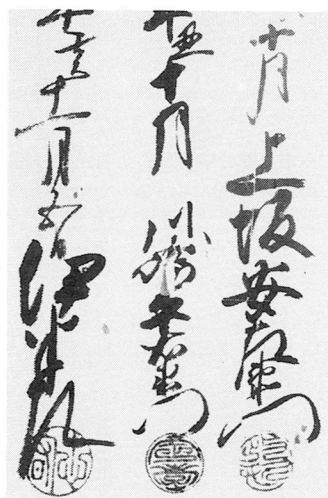
上畑式町七反九畝歩

内壺町四反七畝四歩

永川欠^{えいかわかけ}

残壺町三反壺畝廿六歩

有反



図Ⅲ-4 代官署名と印 (石川彌八郎家文書)

此取壹貫五百八拾貳文

百貳拾文取

中畑三町壹反六畝九歩

内八反五畝拾五歩

永川欠

残貳町三反廿四歩

有反

此取貳貫三百八文

百文取

(中略)

取永小以拾貫八百八拾八文

一高四拾八石九斗三升貳合

武藏野新田

此反別三拾九町九反貳畝拾八歩

下々畑九町拾九歩

此取四貫百四拾三文

四拾六文取

切畑三拾町九反壹畝廿九歩

此取九貫貳百七拾五文

三拾文取

小以永拾三貫四百拾八文

外

一永四拾四文

林銭

此雜木林六反貳畝拾壹歩

一永四百五拾文

武藏野の銭

永納合式拾四貫八百文

右納次第

永三拾壹文

荏えにて納

此荏壹斗五升五合

但荏壹貫文に五石かへ

永六拾壹文

大豆にて納

此大豆三斗五合

但右同断

永式拾四貫七百八文

金納

右之通相定むる上は、大小百姓入作之者迄立合い高下無く

これを割り、極月十五日限急度きつと皆済せしむ可き者也

宝永三年戌十一月 林甚五右衛門[㊦]

名主

百姓

(石川彌八郎家文書)

年貢割付状の冒頭には、熊川村の村高（一〇四石八斗一升五合）と反別（一四町九畝三步）が記され（いずれも幕府領分）下段には村名がある。ついで、耕地の等級ごとの年貢高が算出されている。上畑の反別は二町七反九畝歩で、うち一町四反七畝四歩が「永川欠えいかわけ」として年貢賦課の対象地から除かれる。川欠は水害を受けていることを意味し、このように年貢の賦課対象地から除くことを引方ひけかた（免税地）という。その残りが「有反ありたん」、すなわち年貢が課される

対象地で、一町三反一畝二歩となる。この反別に一反当り一二〇文の割合で年貢を掛けると上畑の年貢一貫五八二文が算出される。反当りの年貢率、上畑の場合の一二〇文を反永たふという。

上畑につづいて、中畑・下畑・屋敷も同様な方法で年貢高が算出される。ただ、熊川村幕府領分は「本村」と呼ばれる地のほかに「牛浜」の地域があり、同じ上畑であっても反永が異なっている（表Ⅲ-6参照）。「本村」と「牛浜」の各等級ごとの年貢高を合計したのが永一〇貫八八八文となる。さらに同村には「武蔵野新田」として四八石九斗三升二合、三九町九反二畝一八歩の地がある。この地は近世初期に武蔵野を開発し、寛文・延宝期（一六六一〜一七〇〇）に検地をうけ、年貢が賦課されるようになった所で、のちの享保期に開発された武蔵野新田と区別して「古新田」と称されるようになる。この地も「本村」や「牛浜」と同様な方法で年貢高を算出している。その高は永一三貫四一八文で、本村などの年貢より高い。

以上が耕地に対しての年貢割付の方法であるが、いずれも年貢賦課の対象面積に反永を乗じて各等級の年貢高を算出する方法が用いられている。この方法を反取法たんどちといい、関東では一般的に用いられた徴租法であった。各等級の面積は検地によって決められ、新たな検地がおこなわれるまで変更されない（福生市域では新田地に対する検地はおこなわれたが、「本村」「牛浜」「古新田」に対する再検地はおこなわれていない）。引方の反別（面積）と反永は、村側と領主側の相対あひたいで決められた。それは毎年、役人が派遣され、作柄などの実地見分がおこなわれたうえで決定されたのであり、この見分を毛見けみⅡ検見という。熊川村では享保七年（一七三三）まで検見によって年貢高が決定されている。

「畑」地以外に対する年貢について、先の年貢割付状では「外」として林銭と武蔵野野銭がみられる。林銭は六反二畝一歩の林に対し四四文、野銭は武蔵野に対し四五〇文賦課されている。林銭は延享二年（一七九四）まで、野銭は

享保七年まで変化していない。両者ともに、熊川村の農民が林や武蔵野の地を利用することに対する年貢で、この分を「小物成」としている年貢割付状も見られる。

「本村」「牛浜」「古新田」「林錢」「野錢」の年貢高を合計した高二四貫八〇〇文が宝永三年分の総年貢高となる。

この年貢高は貨幣（永_{えい}永_{えい}樂_{らく}錢_{せん}の略。年貢計算のための便宜的な単位で擬制貨幣。永一貫は一〇〇〇文で金一兩に相当。後述）で示されているが、「右納次第」の部分によると、三一文分は荏_えで、六一文分は大豆で納め、残る永二四貫七〇八文を貨幣納（金納）にするよう指示されている。荏・大豆は永一貫文につき五石の割合で換算し、荏一斗五升五合、大豆三斗五合を現物納にするように決められていた。

検見取法

熊川村幕府領分の年貢は検見によってその高を決定する方法が享保七年までつづいた。この時期の年貢割付高は図Ⅲ-6で示したように、漸増傾向にある。その要因について考えてみよう。この間の年貢高を増減する方法には次の三点が考えられる。第一は、引方の面積を増減させて、年貢賦課対象地の反別を増減させる方法である。第二は反永を高下させて年貢高を変動させる方法であり、第三は新たな種目を設けて年貢を賦課するというやり方である。

第一の引方についてみると、享保七年まで上畑一町四反七畝四歩、中畑八反五畝一五歩、下畑三反三畝六歩で變化しておらず、熊川村幕府領分の場合は、このことが年貢高を増減させる要因にはなっていない。

第二は反永の高下についてである。この間の反永と年貢割付高は表Ⅲ—6で示したように推移している。屋敷地の反永を除けば、ほぼ毎年のように変化し、それにもなつて年貢高が増減している様子がうかがえる。とくに、正徳五年（一七五五）と享保元年（一七二六）の増永がいちじるしい。

第2節 幕府領支配と年貢の変遷

表Ⅲ-6 熊川村反永・総年貢高変遷（宝永3年～享保7年）

年 代	本 村				牛 浜				武蔵野新田		総年貢高
	上畑	中畑	下畑	屋敷	上畑	中畑	下畑	屋敷	下々畑	切畑	
宝永3年	125	100	85	188	95	80	60	188	46	30	24貫800文
" 4年	124	"	89	"	99	84	64	"	"	"	25, 217
" 5年	127	107	92	"	102	87	67	"	49	33	26, 722
" 6年	129	109	94	"	104	89	69	"	51	35	27, 730
" 7年	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
正徳元年	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	27, 230
" 2年	131	111	96	"	106	91	71	"	53	37	28, 736
" 3年	"	"	—	—	—	—	—	—	—	"	16, 214
" 4年	"	"	96	188	106	91	71	188	53	"	28, 736
" 5年	140	120	100	"	120	105	90	"	60	45	33, 010
享保元年	146	126	106	191	126	111	96	191	63	48	34, 860
" 2年	136	116	96	"	"	"	82	"	58	"	31, 652
" 3年	149	129	109	"	129	114	99	"	63	"	35, 174
" 4年	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
" 5年	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
" 6年	144	114	104	"	124	109	94	"	58	43	32, 426
" 7年	149	129	109	"	129	114	99	"	63	48	35, 558

第三は新たに年貢を賦課する種目が設けられているか否かである。前述したように林銭・野銭ともに、その額は変化しておらず、年貢高の増減には影響していない。享保七年になると「御蔵前入用」三八四文が新たに賦課されている。同年の反永は享保三・五年とまったく同じであるものの、総年貢高が三八四文増加しているのはそのためであった。なお、御蔵前入用とは、江戸浅草の幕府米倉に掛る費用を負担したもので、関東では村高一〇〇石につき二五〇文の割合で徴収された（『徳川幕府県治要略』）。表Ⅲ-6には貨幣納分（永納分）しか示さなかったが、享保六年以降、「御伝馬宿入用」米一斗七合六勺、「六尺給米」米三斗七合五勺が新たに割り付けられている。伝馬宿入用は五街道の宿駅の費用を負担したもので、村高一〇〇石に米六升の割合で徴収された。六尺給米は江戸城中に使役されていた人夫の費用で、村高一〇〇石につき二斗の割で徴収された。

以上のように、熊川村の検見取法の時期は反永を高下

させることで年貢高を増減させ、また新たな種目を設けることで増徴するという方法がとられていた。だが、伝馬宿入用と六尺給米は、実際には享保六年以前から徴収されており、この年から年貢割付状に記載されるようになったことに注意しなければならない。実際の納入高を記した年貢皆済目録を見ると、正徳五年・享保元年・同四年・同五年分の年貢の中に伝馬宿入用・六尺給米も含まれており、以前から徴収されていたことがわかる。

年貢皆済目録 村方からの年貢納入が終わると、領主・代官からその受取証が出される。これを年貢皆済目録とか年貢皆済状、年貢勘定目録などと称する。これらの資料には、実際にその村から納められた年貢の種目

と高などを記している。次に掲げた資料は、熊川村幕府領分の正徳五年の年貢皆済目録である。

覚

一高百五拾三石七斗四升七合
武州多磨郡 熊川村

米式斗七升三合
六尺給

但高百石ニ壺斗七升七合八勺

米九升式合
宿入用

但高百石ニ六升ツ、

永三拾三貫拾文
割付辻

永三百四拾三文
加免

永壺貫三拾壺文六分
口永

但加免之分これを除く

永四百五拾貳文五分

餅米代

此餅米壹斗八升壹合

但高百石ニ壹斗壹升七合六勺
金壹兩ニ四斗かへ

永七百六拾七文六分

荏代

此荏三斗八升四合

但高百石ニ貳斗五升
金壹兩ニ五斗三升かへ

永五百七文貳分

大豆代

此大豆三斗七合

但高百石ニ貳斗
金壹兩ニ六斗四升替

永三百三拾壹文七分

小豆代

此小豆壹斗三升五合

但高百石ニ八升七合六勺
金壹兩ニ四斗壹升かへ

永三百八拾四文四分

高掛

但高百石ニ貳百五拾文ツ、

永三拾文

林甚五右衛門取立て

小穀代

永貳拾六文

同追割

但高百石ニ拾六文九分

永六拾七文五分

包歩銀

米三斗六升五合

納合

永三拾六貫九百五拾壹文五分

右納次第

米壹斗七升壹合

餅米代

此餅米壹斗八升壹合 但米壹升餅米壹升かへ

永七拾六文八分

荏代永渡

此荏三斗八升四合

但壹貫文ニ五石かへ

永六拾壹文四分

大豆代永渡

此大豆三斗七合

但同断

米壹斗九升四合

米納

此廻米貳斗五合

永三拾六貫八百拾三文三分

金納

右は去る未御年貢米永井諸掛^{かかりもの}物皆濟之所、仍て件^{くだんごと}の如し

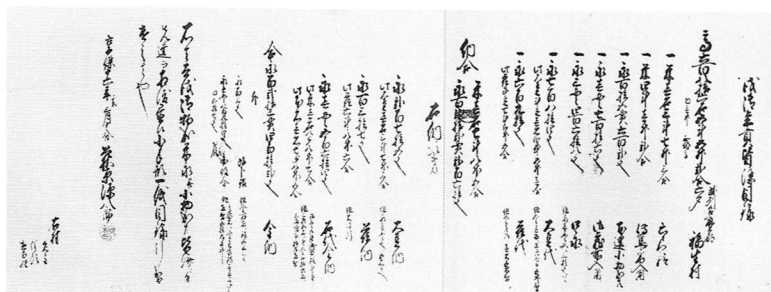
正徳六年申六月 都筑藤十郎^印

右村名主

百姓

(石川彌八郎家文書)

この年貢皆済目録は正徳六年六月に代官から熊川村に発給されたもので、内容は「去未^{さるひつて}」、すなわち同五年分の年貢納入について記したものである。冒頭の石高は「本村」「牛浜」分と「武蔵野新田」古新田の石高を合計した高になっている。つづいて皆済高の内容が記される。六尺給米は右の石高に高一〇〇石につき一斗七升七合八勺、宿入



図Ⅲ-5 享保6年熊川村年貢皆済状（石川彌八郎家文書）

用Ⅱ伝馬宿入用は同じく六升の割合で算出した高で、二斗七升三合と九升二合の米が徴収された。「割付辻」はこの年の年貢割付状で賦課された高と合致しており、その分が納入されたことを示す。「加免」の内容は明らかでなく、賦課基準も不明である。この項目は正徳五年の資料だけに見られ、「割付辻」の約一パーセントに相当する。「口永」は代官所の経費にあてられたもので、その高は「割付辻」の三パーセントに相当している。次の餅米代・荏代・大豆代・小豆代は、現物ではなく、貨幣で納めたことを示し、その換算方法も記している。例えば、餅米は石高一〇〇石につき一斗一升七合六勺の割合で算出した高一斗八升一合を納めることになっていた。その高にさらに一兩につき四斗の割合で換算した金額を「永」に直し、四五二文五分を納めたのであった（「永」については後述）。荏・大豆・小豆も餅米と同じ方法で算出された金額を「永」で納めている。「高掛」は、六尺給米・伝馬宿入用・御藏前入用のいわゆる高懸物とは別に、石高に対して賦課されたもので、一〇〇石につき二五〇文の割合で算出された。「小穀代」は、米・麦・黍・粟・豆などの主要穀物以外の穀物に課せられたものと考えられる。他の種目と異なるのは、「小穀代」が代官林甚五右衛門によって取り立てられている点であり、幕府に納められたものではなかった。「同（小穀代のことか）追割」も石高に対して、一〇〇石につき一六文九分の割合で納めているが、この種目の内容についても明らかでな

い。「包歩銀」は、代官所から幕府に年貢を上納する際の経費である。

熊川村幕府領分における正徳五年分の年貢は、以上のような種目のものが納められた。このうち、年貢割付状に記されているのは「割付辻」の三三貫一〇文だけである。外は慣例的に納めることになっていたのかもしれない。それが享保六年になって、六尺給米と伝馬宿入用だけが割付状に記載されるようになったのであろう。

各種目の年貢高を合計したのが「納合」で、米は三斗六升五合、永は三六貫九五一文となる。この高を納めたことで皆済目録が発給されたのであるが、実際に納めた内容は「右納次第」以下に記されている。まず、餅米一斗八升一合は米一斗七升一合で代納したとある。その換算は、餅米一升 $\parallel$ 米一升と記しているが、餅米一升 $\parallel$ 米九合四勺余でなければ計算が合わない。残りの米一斗九升四合は、そのまま米納になっている。ただし、実際には二斗五合納めなければならなかった。幕府領では一俵が三斗五升入りで計算されていたが、俵から米がこぼれるなどの理由で、延米のべまいと称して最初から二升余分に入れることを義務付けられていた。名目は一俵 $\parallel$ 三斗五升入りで、実際は三斗七升入りだったのである。これと同じ割合で計算すると、一斗九升四合に対す延米は一升一合となり、計二斗五合になる。次に、荏・大豆は、三斗八升四合と三斗七合を、一貫文（一〇〇〇文）に五石の割合で算出した高、すなわち永七六文八分と六一文四分を「永」で納めたというのである。これらを除いた三六貫八一三文三分は、そのまま「永」納になっている。

以上見てきたように、実際には年貢割付状に記されている高よりも多い年貢を納めていたのであった。その皆済高の内訳を見ると二つの点が指摘できる。第一点は、耕地（田・畑・屋敷地）の反別に対して賦課された年貢と、石高に対して賦課された年貢があったことで、前者は年貢割付状の中心をなし、皆済状には「割付辻」として記された。

第2節 幕府領支配と年貢の変遷

表Ⅲ-7 熊川村年貢皆済状況（正徳5年～享保7年）

種 目	正徳5年	享保元年	享保2年	享保4年	享保5年	享保7年
本 途	永33,010.	永35,088.	永31,652.	永35,174.	永35,174.	永34,680.
小 物						永 0,494.
加 免	永 0,343.					
口 米			米 0.009			
口 永	永 1,031.6	永 1,096.5	永 0.994.	永 1,099.	永 1,055.	永 1,055.
石代餅米	永 0,452.5	永 0,908.3	永 0.773.	永 0.306.	永 0,347.8	
" 荏	永 0,767.6	永 0,877.2	永 0.894.	永 0.233.	永 0.133.2	
" 大豆	永 0,507.2	永 0,718.	永 1,081.	永 0,152.	永 0,277.8	
" 小豆	永 0,331.7		永 0.168.			
高 掛	永 0,384.4	永 0,384.4	永 0.384.	永 0,384.		
小 穀代	永 0,030.	永 0,095.2	永 0.169.	永 0,067.		
" 追割	永 0,026.					
国 役 金						永 0,897.
伝馬宿入用	米 0.092	米 0.092	米 0.092	米 0.092	永 0,145.4	米 0.092
六尺給米	米 0.273	米 0.274	米 0.313	米 0.282	永 0,415.54	米 0.307
御蔵前入用						永 0,384.
包 歩 銀	永 0,067.5	永 0,071.1	永 0.081.	永 0,030.	永 0,030.	
納 合	米 0.365 永36,951.5	米 0.366 永39,238.7	米 0.414 永36,196.	米 0.375 永37,415.	永37,548.74	米 0.399 永37,510.

注 単位は、米の場合1石1斗1升1合を「1.111」、永の場合11貫111文1分1厘を「11,111.1」と表記した。

この「割付辻」に付加されたのが「口永」であり、「加免」も同様と思われる。後者には六尺給米・伝馬宿入用・餅米代・荏代・大豆代・小豆代・高掛がある。これらが賦課される基準となった石高は、そもそも検地によって耕地の面積を測り、その生産高を石高で表わしたもので、すべてが畑地であった熊川村・福生村にとって架空に近い生産高であった。その石高を基準に課せられたこれらの年貢は、「割付辻」と二重になって徴収されたと言っても過言ないであろう。

第二点は、両村ともに水田はなく（のちに若干の水田ができる）、全耕地が畑地だったため、年貢は貨幣で納入され、生産物で納めることはなかったようである。熊川村では正徳五年に米三斗六升五合を納入しているが、これは他所から購入して納めたと考えられる。

享保七年までの年貢皆済の様子を表Ⅲ-7か

ら見てみると、第一に、年貢の種目に増減はあるものの、全体的には種目数が少なくなっている。特に、享保五年から七年にかけてが顕著である。結局、正徳五年から享保七年までの八年間に、本途・口永・伝馬宿入用・六尺給米を除くすべての種目が入れ替わり、その種目が整理される傾向にあった。享保七年といえど、幕府が本格的に財政改革（いわゆる享保改革）に着手した年であり、このことが各村の年貢にも影響をおよぼしたのであろう。

第二に、伝馬宿入用や六尺給米などは、熊川村幕府領分の石高に対して徴収されたことは前述したが、その割合が固定している種目と、固定していない種目があったことがわかる。皆済状のすべてにその割合が記されているわけではなく、その変化を知ることではできない。伝馬宿入用は皆済高もほぼ一定しているのに対し、六尺給米の皆済高が毎年変化していることは、石高に対する割合も変化していたことを示す。

第三に、各種目の年貢は、毎年米納か永納で固定しているが、伝馬宿入用と六尺給米は享保五年分だけ永納で、ほかの年は米納になっている。この年の伝馬宿入用は一斗七合六勺、六尺給米は三斗七合五勺で、これを永納にしているのである。その米高をみてもほかの年より高い。何らかの理由で米納できず、その分を永納した場合には、割高の年貢が徴収されたのであろう。

「永」 納

熊川村・福生村ともに、田方はなく畑方ばかりで、そのため年貢の大部分は「永」で納入していた。これが両村の特徴といえる。しかし、この「永」という貨幣は江戸時代には通用していなかった点に注意しなければならない。『地方凡例録』の「永^{はじま}発りの事」という項目の冒頭に「永と云は形はなく、金の異名のようなものなり」と記されている。では形のない「永」がどうして使われたのか、簡単にみておこう。

「永」は主として東日本で使われた語で、『地方凡例録』には「永と唱ふるは勢州（伊勢）より東の方の料所にて

（幕府領）

の名にして、勘定所へ出す書付・諸帳面等に用ふる名なり」と、東国の幕府領において勘定所に提出する書類などに用いたものである。もちろん「私領たりとも割付郷帳には永に書こと」もあり、私領でも年貢関係の書類に「永」が使用されたことを述べている。それは戦国期に東国で広く通用していた永楽銭に起因しているようである。「関東一円に永楽銭通用なりし処（中略）慶長年中永楽一銭ハ鏹^{びた}四文の代りに通用すべき旨を命ぜられ」、永楽銭の通用は禁止されている。当時の通貨には金・銀・鏹が通用し、その換算は金一兩^{りやう}^ニ銀六〇匁^{むぎ}^ニ鏹四貫文（四〇〇〇文）と一応の定値段が設けられていた。鏹を永楽銭で示すならば一貫文ということになる。なぜ現実の通貨でなくなった「永」の単位を使うのか。これについて『地方凡例録』の著者大石久敬^{きゆうけい}は、『永法説集』（著者不明）に「上方・西国筋は凡て銀勘定ゆへ一筋にて済ども、関東ハ金勘定に付、何百何十何両何分、銀何匁何分、又は錢何百何十何文と三様に成^{なり}、勘定六^{ムツ}かしくして之を永にすれば何貫何百何十何文何分何厘と一筋になる故、永と云ことを立たり」とあることを引用し、「二百五十文より下の端永^{ハエ}は、時の相場の錢を付る迄なり」と説明している。つまり、(1)貨幣に三種類あり、その勘定がむずかしいこと、(2)金何両何分とすると端数がでて、一分以下の端数を時の相場によって銀何匁何分何厘何毛とし、それをさらに相場によって錢にしなければならない、というのである。このような複雑な換算をさけるために「永」勘定を用いるようになった。「料所に永勘定に致すハ算法の仕易き為なり」と述べているように、「永」勘定は貨幣の計算を簡単にするために用いたのであった。前述したように、「上方・西国筋ハ凡て銀勘定」であったのに対し、「関東ハ金勘定」であったため、金を基準として実際には通用が禁止されていた永楽銭一貫文を金一両とすることが計算をするうえで容易だったのであり、「夫^{それ}ゆへ何時となく金の異名の様に成り、永楽と云を永と計り唱ふる様に成」ったとしている。

このように、「永」は三種類の通貨の換算・計算が複雑だったために、それを容易にするための計算単位であったといえる。実際の年貢皆済目録などにおいて、このことを確認することはむずかしいが、熊川村享保二年（一七二七）の皆済目録はそのことを若干示している。同村ではこの年に米四斗一升四合と永三六貫一九六文を皆済した。永高の「納次第」の内訳をみると、「荏代渡」が五二文、「大豆代渡」が七六文、残り三六貫六八文が「金納」であった。この永三六貫六八文は金高に換算され、金三六兩と永六八文になっている。すなわち、金一兩〓永一貫文で換算され、六八文の端数はそのまま「永」で示されたのである。端数はそのときの相場によって換算するために「永」のままで記され、納入のさいは鰹銭に換算されたのであろう。

始 定免制の開 熊川村では享保八年（一七三三）から年貢の徴収法が定免じようめんに変わっている。それとともに、年貢割付状の書式も次のように変化した。

卯御年貢定免請け納め之事

本新
一高百五拾三石七斗四升七合

武州多摩郡
熊川村

此納永三拾四貫六百八拾文

本途

外

一永四百九拾四文

小物成

一米九升貳合

宿入用

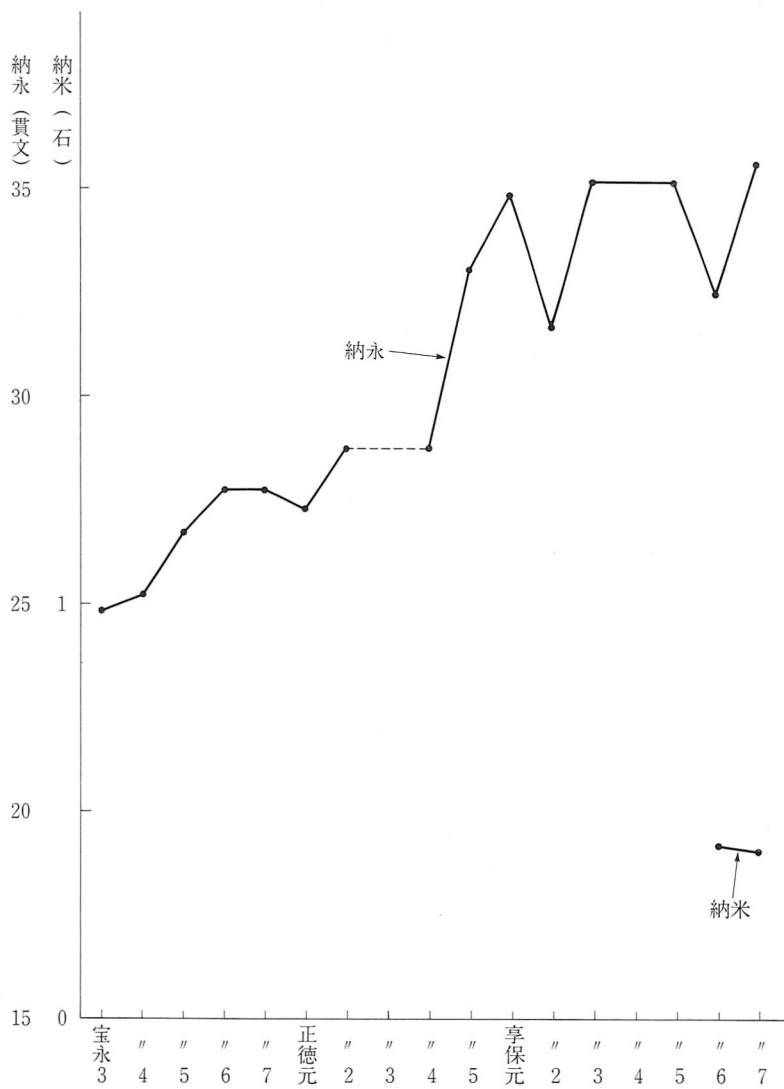
一米三斗七合

六尺給

一永三百八拾四文

御藏前入用

第2節 幕府領支配と年貢の変遷



図Ⅲ-6 熊川村年貢割付高変遷 (宝永3年～享保7年)

米三斗九升九合
納合

永三拾五貫五百五拾八文

荏大豆割賦

一荏壹斗五升四合

定納

一大豆三斗八升

同断

右は当卯年より来ル巳暮迄三ヶ年賦定免御取箇申し付け候間、村中

大小百姓立会高下無く割いたし、書面の米永年々滞り無く極月十日

限り急度皆済す可し、若し滞るに於ては權威を以って申し付くべき者也

享保八年卯十一月 岩(岩手) 藤左衛門印

右村名主

組頭

惣百姓

(石川彌八郎家文書)

前述の宝永三年(一七〇六)の年貢割付状にくらべ、きわめて簡単な書式になっている。それは「定免」がおこなわれるようになったことと深く関係する。定免とは、一般に過去数年間の年貢高の平均高を基準にして、その後数年間の年貢高とするものであり、検見などの手続きは省略された。そのため、定免期間中は年貢高(定免額)だけが問題となり、複雑な計算は不要となったのである。

幕府・代官と村方との間で、定免の採用と年貢高をどうするかなどの交渉があったと思われるが、結局熊川村では享保八年から三か年間、永三四貫六八〇文を定免額とすることで決着した。ちなみに、定免が開始される以前の五か年分の年貢割付高（本途）を平均すると三三貫七三一文となる。一方年貢皆済高の本途分のみを平均すると三四貫六八〇文であり、享保八年からの定免額と一致する。このことから熊川村の定免高は、過去の年貢皆済高のうち本途分を平均した高であったことがわかる。この定免額のほかに小物成・伝馬宿入用・御藏前入用と荏・大豆が賦課された。熊川村の第一回目の定免は享保一〇年までつづいた。福生村においても同様だったと思われるが、同九年の年貢割付状ではそれを確認することができない。この割付状が発給されたのは、別に理由があったようである。

辰御年貢納む可し割付之事

武州多摩郡

福生村

一高六百八石壹斗三升貳合六勺

内壹升 無地高

外百貳拾三石八升九合 河崎村越石高、当辰より之を除く

此反別畑九拾町壹反四畝廿四歩

新下々畑三反五畝三歩 前々永荒引き

外拾八町貳反拾壹歩 河崎村越石、右同断

上畑貳拾町四反三畝拾九歩

此取永貳拾三貫七百六文

反百拾六文

（中略）

小以永八拾五貫三百九文

外

一永貳百三拾九文

林錢

此雜木林三町四反壹畝拾六步

一永貳拾貳文

芝錢

此芝地四反三畝壹步

一米六石九斗貳合

辰より午迄三ヶ年
開発役米

一米四斗壹升貳合

宿入用

一米壹石三斗七升三合

六尺給

一永壹貫七百拾六文

御藏前入用

納合 米八石六斗八升七合

永八拾六貫六百貳拾八文

外永七百五拾文 武藏野野錢

開発ニ付当辰より差免

(後略)

(田村半十郎家文書)

これは福生村九二六石余の内、「文左衛門組」に割り付けられたものである(文左衛門組については後述)。同組の

石高は六〇八石一斗余、反別は九〇町一反歩余であった。このうち一二三石余Ⅱ一八町二反余が川崎村（羽村市）地内にあった越石で、この分が享保九年から除かれた。したがって年貢割付状を発給したのであろう。また、この年から「開発役米」として六石九斗二合が新たに賦課されている。これは武蔵野の開発政策にもとずき、福生村や熊川村にも開発地の割り渡しがあり、幕府がその権利を認める一方で役米を徴収したのであった。この役米は享保一一年まで三か年納め、その間に武蔵野を開発して新田を造成する。その直後に検地を実施し、年貢賦課の対象地とする、というのが幕府の意図であった（実際に検地がおこなわれたのは元文元年（一七三〇）である）。開発役米が徴収されることになったため、それまで納めてきた「武蔵野野錢」七五〇文は免じられることになった。熊川村でも享保九年から一一年まで「開発役米」六斗九升と、「同断（開発）願開之分」六斗を賦課されている。後者は、村から特に嘆願して武蔵野の開発地を割り渡してもらった分に対する役米と考えた方がよいであろう。享保八年にはじまった定免は同一〇年までつづき翌一一年からふたたび三か年定免になった。この定免は一三年までつづけられるはずであったが、その約束をかえてこの年には四回めの定免がはじまった。その額に大した変化はなかったが、期間が「当申（享保一三）年より来ル巳（元文二年）暮迄」と、一〇か年の定免になった点が大きく異なる。

定免の期間中でも、とくに災害の大きかった年には、次のような年貢割付状が発給された。

亥御年貢納む可し割付之事

一 高六百八拾六石五斗五升二合六勺
武州多磨郡 福生村

内壹升 無地高

此取永八拾五貫五百八拾七文

外永貳拾九貫七百五拾四文 当引き

(中略)

納合 米壹石七斗八升五合

永八拾五貫八百四拾八文

右は当亥年度々の風水損ニ付、書面之通引方相立て御取箇相極め候間、
村中大小の百姓出作之者迄立会い、高下無く割合皆済す可きもの也

(後略)

(田村半十郎家文書)

これは享保一六年(一七三二)の年貢割付状であるが、この年は風水・水損のために定免の年貢高が減免されたことがわかる。引方高に減免高は二九貫七五四文で、本年貢の高は八五貫五八七文となった。逆算すると本来の定免額は一五貫三四一文であり、引方はその二五・八パーセントにおよんだのであった。

このように定免期間でありながら、村方が何らかの大きな被害などを受けた場合は、年貢の引き下げがおこなわれた。これを破免^{はめん}という。享保一三年から元文二年までの定免期間中、福生村と熊川村では、少なくとも享保一三・一六・一八・一九年の四回破免になっている。定免高に対してどの程度の引方が設けられたかを示したのが表Ⅲ-8で、特に一六年は定免額の約四分の一が引高になっており、被害の大きさを物語っている。ほかの年の引高は一〇・一五パーセントで、一〇パーセント未満のときは破免にならなかったようである。

第2節 幕府領支配と年貢の変遷

表Ⅲ-8 福生村・熊川村の破免（享保期）

年 代	福 生 村			熊 川 村			破免の要因
	定 免 高	引 高	破免率	定免高	引 高	破免率	
享保13年	113貫221.4	17貫287	15.3%	33貫185	5貫146	15.5%	水損
“ 16年	115, 341	29, 754	25.8	“	8, 089	24.4	風損, 水損
“ 18年	133, 258	14, 125	10.6	“	4, 213	12.6	麦作損亡
“ 19年	115, 341	17, 301	15.0	“	4, 978	15.0	水損

注 福生村の享保18年は越石分を含めた高。同13年の定免高が他の年と異なっている理由は不明。

破 免 検 見

幕府が幕府領の村々に定免法を施行しようとしたのは享保七年（一七三〇）であった。年貢割付高が一定であっても凶作の年もあり、それを想定して「一国一郡に響き候程の損毛」があった場合に破免すると規定し、その規準をもうけた。引高の基準は同一二年に五分以上、翌一三年には四分以上に引き下げられ、一八年にはさらに三分以上に引き下げられ、一九年から実施された（『日本財政経済史料一』）。

破免のときは検見によって年貢高を決めたのであるが、享保七年七月、老中水野和泉守忠之は、次のように命じ、幕府が定免を維持しようと努めていたことがわかる。

定免之内田畑旱損風損水損虫付等にて当作過分に損毛これ有る節、其一村之百姓残らず願出候は、検見致し、定免に構わず有毛之通御取箇見取に申付べく候、然る上は定免之御年貢より高免に成る所もこれ有るべく候、此段兼て相心得べく候、但一村之内にて検見願候者もこれ有り、又は願わざる者もこれ有り、一村一同にこれ無く候は、願出で候共取上げ申す間敷事（『日本財政経済史料一』）

と命じている。破免のための検見を嘆願する場合は、その村の全農民の連印による願い出が必要であった。また、検見によっては定免高よりも高い年貢が賦課されることもあり、なるべく、定免を継続させようとしていたことがうかがえる。

享保期に福生村・熊川村ともに破免がおこなわれたことは、その願書が出され、検

見がおこなわれたことを意味する。水損などの被害が甚大であったことは語られているが、残念ながらそれらの具体的な様相については知ることはできない。

享保期の年貢皆済 定免法による年貢割付がおこなわれるようになった享保期の年貢皆済状況について見てみよう。

已御年貢皆済之事

一 高百五拾三石七斗四升七合

武州多摩郡熊川村

右納次第

一 永三拾四貫六百八拾文

本途

一 永四拾四文

小物成

永合三拾四貫七百貳拾四文

内 永百七拾八文貳分

荏大豆代永取下げ

(中略)

残 永三拾四貫五百四拾五文八分

一 永八拾三文四分

宿入用米代納

此米九升七合三勺

但三拾五石ニ付三拾両かへ

一 永貳百七拾八文壹分

六尺給米代納

此米三斗貳升四合五勺

但右同断

一 永百七拾五文壹分

荏代納

此荏菈斗六升貳合八勺

但金壹両ニ九斗三升かへ

一永三百拾五文

大豆代納

此大豆三斗貳升四合五勺

但金壹両ニ壹石三升かへ

一永三百八拾四文

御藏前入用

一永壹貫四拾文四分

本途口永

一永壹文三分

小物成口永

一永六百貳拾五文貳分

開発役米

此米七斗貳升九合四勺

但三拾五石ニ付三拾両替

一永五百四拾三文七分

同断願開キ

此米六斗三升四合三勺

右同直段

一永九百六拾貳文三分

国役懸り金納

但高百石ニ付金貳分、銀六匁八分、両かへ五拾四匁

納合 永三拾八貫九百五拾四文三分

外永三拾九文

歩永

(後略)

(石川彌八郎家文書)

これは享保一〇年分のもので、本途の定免高は小物成とともに年貢割付状と合致している。本途に口永を課すことは以前にもみられたが、この年には小物成に対しても徴収された。その割合はいずれも三パーセントに相当する。伝

馬宿入用は高一〇〇石に六升、六尺給米は同じく二斗、御歳前入用は同じく金一分（永二五〇文）の割合で賦課されていた（『日本財政経済史料一』）。したがって、宿入用と六尺給米は米納が原則であったが、右掲資料のごとく永納になっている。年貢割付状では、九升二合と三斗七合が割り付けられ、これに延米を加えた高九升七合三勺と三斗二升四合五勺に、三五石につき三〇兩（三〇貫文）で換算した永高をそれぞれ納めたのである。この換算は、享保一〇年の冬の張紙値段段三五石につき二七兩に三兩加えた高でおこなわれている。張紙値段とは、幕府の家臣団に支給される知行米の米金換算率のことで、米三五石（幕府蔵米で一〇〇俵）につき金何兩と示され、江戸城内中の口に張り出して公示された。このように、本来、米などの穀物で納めるべきところを貨幣で代納することを石代納こくだいのりといい、その場合には張紙値段段に三兩加えた高で換算することが定められていた（『牧民金鑑六』）。宿入用と六尺給米は、割付高に延米が加算され、さらに張紙値段段に三兩加えた金高で換算され、永納にされたのである。

荏・大豆も割付高に延米と同じ割合の高を加算し、その高に対して、一兩につき九斗三升、一石三升で換算した永高を納めている。

開発役米・同願開は宿入用・六尺給米とまったく同じ方法で算出された永高が徴収された。また、国役金は、石高一〇〇石に金二分と銀六匁八分の割合で換算した永高となっている。その際、金一兩〓銀五四匁の相場であった。最後の歩永は納永高の〇・一パーセントに相当する高を納めている。

次に、定免法が始まった享保以降の皆済高の推移を表Ⅲ-9から見てみよう。本途については、破免の年を除きほぼ一定しており、口永は本途高の高下にもなって変化している。荏・大豆の割付高は一定しているものの皆済時における永高との相場が異なるために、納入額に違いがみられる。伝馬宿入用と六尺給米は、享保一四年から一八年ま

第2節 幕府領支配と年貢の変遷

表Ⅲ-9 熊川村年貢皆済状況（享保9年～同20年）

種 目	享保 8 年	享保 9 年	享保 10 年	享保 11 年	享保 12 年	享保 14 年
本 途	永34,680.	永35,907.3	永34,680.	} 永33,722.2	} 永33,735.4	} 永33,907.
小 物 成 永	永 0,494.		永 0,044.			
口 永	永 1,055.		永 1,040.4	永 1,017.2	永 1,017.2	永 1,017.
小 物 成 口 永			永 0,001.3			
石 代 荏	荏 0.154	永 0,214.2	永 0,175.1	永 0,133.4	永 0,140.3	永 0,134.
” 大 豆	大豆0.308	永 0,230.	永 0,315.	永 0,275.	永 0,278.	永 0,199.
国 役 金		永 0,245.3	永 0,962.3		永 0,243.3	
開 発 役 米		永 0,935.1	永 0,625.7	永 0,583.5		
開 発 願 開 米			永 0,543.7	永 0,507.4		
開 発 河 原 新 田				永 0,227.5		
夫 食 代 拝 借 返 納						
伝 馬 宿 入 用	米 0.092	永 0,075.1	永 0,083.4	永 0,086.2	永 0,080.6	米 0.092
六 尺 給 米	米 0.307	永 0,250.3	永 0,278.1	永 0,287.4	永 0,268.9	米 0.307
御 蔵 前 入 用	永 0.384.	永 0.384.	永 0.384.	永 0.384.	永 0.384.	永 0.384.
納 合	米 0.399					米 0.399
	荏 0.154					
	大豆 0.308					
	永 36,613.	永37,941.3	永38,954.3	永37,223.8	永36,144.7	永35,641.
包 歩 銀		永 0,037.9	永 0,039	永 0,037.2	永 0,036.1	永 0,030.

種 目	享保 15 年	享保 16 年	享保 17 年	享保 18 年	享保 19 年	享保 20 年
本 途	} 永33,229.	} 永25,140.	} 永33,229.	} 永29,016.	} 永28,073.	} 永33,064.
小 物 成 永						
口 永	永 0,997.	永 0,754.	永 0,997.	永 0,870.	永 0,848.	永 0,997.
小 物 成 口 永						
石 代 荏	永 0,155.	永 0,168.	永 0,148.	永 0,192	永 0,196.	永 0,181.
” 大 豆	永 0,176.	永 0,271.	永 0,250.	永 0,283.	永 0,310.	永 0,236.
国 役 金	永 0,418.	永 0,577.		永 0,577.	永 0,727.7	
開 発 役 米						
開 発 願 開 米						
開 発 河 原 新 田						
夫 食 代 拝 借 返 納						永0,638.73
伝 馬 宿 入 用	米 0.092	米 0.092	米 0.092	米 0.092	永 0,083.	永 0,078.
六 尺 給 米	米 0.307	米 0.307	米 0.307	米 0.307	永 0,279.	永 0,260.
御 蔵 前 入 用	永 0,384.	永 0,384.	永 0,384.	永 0,384.	永 0,384.	永 0,384.
納 合	米 0.399	米 0.399	米 0.399	米 0.399		
	荏					
	大豆					
	永 34,941.	永26,717.	永35,008.	永30,745.	永30,700.7	永35,838.7
包 歩 銀	永 0,029.	永 0,023.	永 0,029.	永 0,026.	永 0,030.7	永 0,035.8

注 単位は永が「貫、文」、米・荏・大豆は「石」

表Ⅲ-10 定免年貢高変遷

定 免 期 間	定免	熊 川 村		福 生 村	
	年季	永納高	米納高	永納高	米納高
享保8(1723)～享保10	3	35,258.	0.399	86,628.	8.687
享保11(1726)～享保12	(2)	34,291.	〃		
享保13(1728)～元文2	10	28,821.	〃	94,020.	1.785
元文3(1738)～延享4	10	32,535.	0.517	115,179.	〃
寛延元(1748)～宝暦2	5	32,589.	0.750	116,389.	1.953
宝暦3(1753)～宝暦7	5	32,756.	〃	116,900.	〃
宝暦8(1758)～宝暦12	5	33,015.	1.034	117,415.	2.330
宝暦13(1763)～明和4	5	33,024.	1.222		
明和5(1768)～安永元	5	33,037.	1.110		
安永2(1773)～安永6	5	33,321.	0.657		
安永7(1778)～天明2	5	33,394.	0.659	118,862.	2.819
天明3(1783)～天明7	5	〃	〃	118,870.	2.827
天明8(1788)～寛政4	5	33,800.	0.670	120,330.	2.942
寛政5(1793)	1	35,018.	0.949	118,877.	2.227
寛政6(1794)	1			124,691.	2.843
寛政7(1795)～寛政11	5	35,183.	1.068	124,748.	3.836
寛政12(1800)～文化元	5	〃	0.812	124,786.	5.311
文化2(1805)～文化6	5	〃	0.797	124,957.	8.131
文化7(1810)～文化11	5	35,185.	〃	119,848.	8.992
文化12(1815)～文政2	5	35,100.	〃	125,014.	10.535
文政3(1820)～文政7	5	35,066.	0.657	125,006.	13.033
文政8(1825)～文政12	5	35,492.	0.519	125,705.	12.844
天保元(1830)～天保5	5	35,918.	0.530	128,124.	14.088
天保6(1835)～天保10	5	〃	0.537	128,202.	12.227
天保11(1840)～弘化元	5			128,228.	18.146
弘化2(1845)～嘉永2	5			128,340.	17.738

第2節 幕府領支配と年貢の変遷

表Ⅲ-11 天保6年福生村の年貢割付と年貢皆済

種 目	年 貢 割 付		年 貢 皆 済	
	納 米	納 永	納 米	納 永
本 古 新 高 田	3.550	89,126.7	} 本途 14.289	} 本途 122,798.4
宝 曆 11 年 高 入	1.082	26,871.2		
明 和 5 年 高 入		0,188.5		
明 和 7 年 高 入		0,176.9		
安 永 2 年 高 入	0.926	0,073.8		
安 永 9 年 高 入	7.4165	0,002.8		
天 保 6 年 高 入	0.542	0,004.6		
辰 (元 文 元 年) 高 入		6,353.9	} 0.441	} 3,778.7
口 米				
口 永 田	1.093		1.155	
見 取 錢		0,414.	} 小物成 0,748.1	} 0,748.1
林 錢		0,035.2		
芝 錢		0,289.		
藪 錢		0,009.9		
秣 場 錢 (A)		1,101.		1,101.
鮎 運 上		0,353.32		0,353.32
玉川上水縁通左右芝野錢		0,005.		0,005.
秣 場 錢 (B)		0,250.		0,250.
水 車 運 上		0,230.		0,230.
水 車 運 上		0,625.		0,625.
酒 造 冥 加 永		0,200.		0,200.
醬 油 造 冥 加 永				0,559.9
伝 馬 宿 入 用	0.452		} 1.592	} 1,882.9
六 尺 給 米	1.506			
御 藏 前 入 用		1,882.9		
石 代 大 豆				1,862.3
石 代 細 餅 米				0,052.9
石 代 太 餅 米				0,057.4
石 代 太 餅 米 粃				0,032.1
正 納 菜 種			菜種 0.643	
納 合	16.5675	128,193.72	米 17.477 菜種 0.643	134,537.02

注 単位は納米が「石」、納永が「貫、文」

でが米納、ほかの年は永納になっている。両者ともに、割付米高は変動していないが、その年の張紙値段の動きに応じて永納高も推移している。

以上が全時期を通してみられる種目である。これに対し、「小物成口永」「開発役米」「開発願開き」「開発河原新田」は特定の年だけにみられる。「国役金」は享保七年からあったが、一年・一年・一四年・一七年にはなく、二〇年以降天保一二年（一八四）まで皆済目録に記載されていない。「夫食代拝借返納」は、享保一九年（一七四）頃に夫食代（お救い金）を拝借したものだと思われ、翌二〇年から延享元年（一七四）まで一〇年賦で返納している。

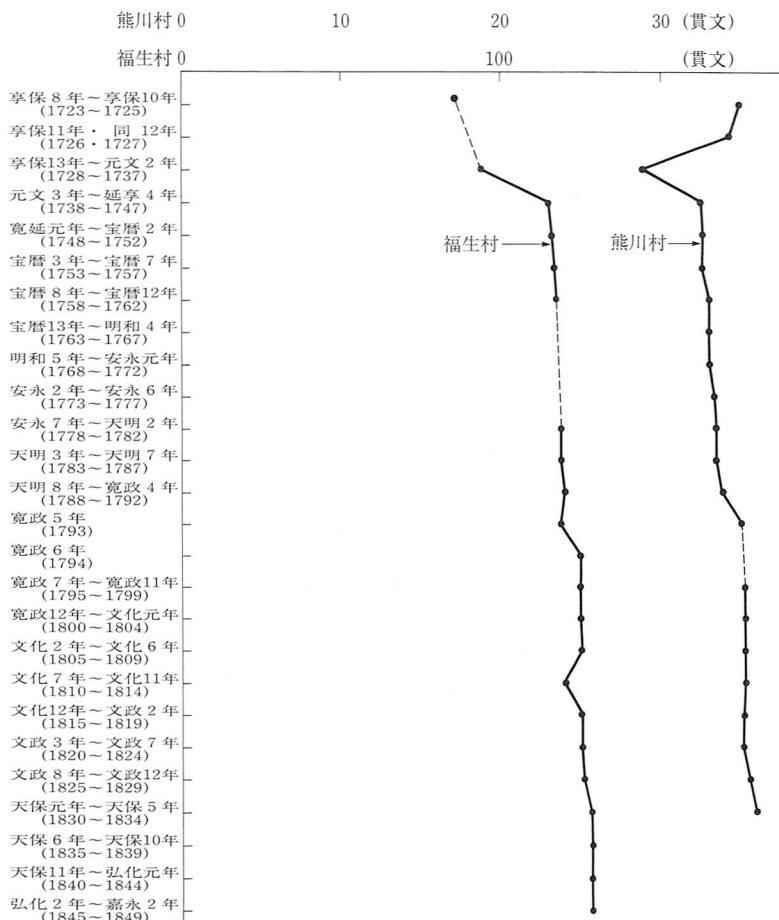
年貢皆済目録を全体的に見ると、種目ならびに米・永の納め方は、享保期の方法が少なくとも寛延元年（一七四）まで踏襲されていることがわかる（以後寛政四年（一七九）まで資料が残存していない）。

年貢割付高の変遷

享保期にはじまった定免は、その後切り替えを繰り返しながら、幕末までつづいた。定免期間ごとの平均年貢高を表Ⅲ-10および図Ⅲ-7によって検討する。熊川村の享保一三年から元文二年、福生村の元文二年以前の年貢割付高が低くなっているが、これは破免の年の資料が多いため、定免額はほかの年と大差ない（表Ⅲ-8参照）。元文三年以降、年貢割付高は、漸増傾向にあるといえる。永納高は寛政五、六年に、福生村の米納高は寛政末年頃からいちじるしく増加している。これらの要因は何であっただろうか。

表Ⅲ-11は福生村の天保六年の年貢割付状と皆済状をまとめたものであるが、賦課される年貢の項目がかなり多くなっていることがわかる。土地に対する年貢としては、新たに宝暦一年（一七六）・明和五年（一七六）・安永二年（一七八）・同九年・天保六年（一八三）に高入れされた地と、「辰高入」・「見取田」がある。「辰高入」は享保改革の一環として開発された武蔵野新田のことで、元文元年（一七六）辰年）の検地で五六石二升九合、三七町三反八畝二四歩

第2節 幕府領支配と年貢の変遷



図Ⅲ-7 定免年貢割付高変遷

の畑地が年貢賦課の対象地となった。寛政五年までは別に年貢割付状が発給されていたが、翌六年分から本村分の割付状に記されるようになる。「宝暦一一年高入」は、下々田四反二畝三步を含む一町四反一畝一五歩（高四石七斗九合）が高入れされ、米・永の年貢が賦課された。明和五・七年には一反二畝一八歩（一石一斗八升八合）と五畝六歩（五斗式升）の畑地が高入れされている。安永二年高入れの新田五

反一畝二歩（高五斗一升七合）は初め砂畑であつたが、のちに四反三畝歩余が田地となり、年貢も米・永で納入するようになった。同九年の高入れ地二町九反六歩（高二石九斗五升九合五勺）は、最初畑地が大部分であつたが、次第に田地に変わり、それとともに米納年貢が増加し、天保一四年（一八四三）からは米納だけになる。全体の米納高が増加しているのは、この高入れの米納高の増加によるところが大きい。文化三年（一八〇六）からは「見取田」の項目がみられ、六反二畝二歩（石高はなし）の地に米年貢が賦課されたが、その額は大きくない。天保六年にも下々田三反四畝一五歩（高六斗九升）が高入れされ、若干の米年貢が割り付けられている。これら年貢地の増加は、福生村の年貢増加の要因で、特に米納高の増加に顕著であつた。

次に、諸役についてみると、林銭・芝銭・伝馬宿入用・六尺給米・御蔵前入用は享保期からみられる種目である。いずれもその額は増加しているが、それは新田が高入れされるごとに伝馬宿入用・六尺給米・御蔵前入用の額も増加したためである。藪銭は一町九反二畝二四歩の藪に対して永二八九文を寛延元年（一七五八）から賦課された。鮎運上は宝暦六年から割り付けられている。福生村・熊川村では、耕作の間に多摩川で鮎猟をおこなっており、それにも役儀を課せられたのである。「村明細帳」によると、「当村の儀は尾州様御鷹場にて人馬勤め来り候処、近年人馬の替り玉川鮎、高百石に付き五十宛相納」（『近世1』9）めたとあり、尾張藩の鷹場に人馬役を勤めてきたが、近年その替りに鮎を納めるようになったことがわかる。なお、鮎運上は一〇年ごとに納入額が切り替えられ、わずかずつ増加している（四章参照）。「玉川上水縁通左右芝野銭」は、玉川上水の両岸にある芝地二町六反四畝二六歩に対して課せられたもので、天明二年（一七八二）以降の年貢割付状に見られるが、これは明和七年正月に吉岡勝之進ら幕府勘定所の役人による巡見があり、新たに賦課されるようになったものである（安永三年二月「御用書留附田畑小訳帳」石川彌八

郎家文書)。この野銭は定額になっており、五年ごとに切り替えられ、文化一一年と安政六年(一八五九)に若干引き上げられた。水車運上は文化元年と同三年から割り付けられ、五年ごとに切り替えられた。同一三年以降は切り替えごとに運上高が増加している。酒造冥加永は文政九年(一八二六)から賦課されはじめ、五年ごとに切り替えられているが、その額は幕末まで変化していない。醤油造冥加永は天保二年から割り付けられ、五年ごとの切り替えがおこなわれるたびに増永されている。

これらの皆済状況についてはどうか。本途永高は本高、古新田、宝暦一一年・明和五年・同七年・安永二年・同九年・天保六年の高入れと辰高入れの合計割付永高と一致する。本途の米高はこれら田地の割付米高に、三斗五升に二升の延米を加えた高になっている。六尺給米と、見取の地に対する米高も同様に延米を加えた高である。小物成は林銭・芝銭・藪銭・秣場銭(A)を加えた高となっている。鮎運上・玉川上水縁通左右芝野銭・水車運上・秣場銭(B)・酒造冥加永・醤油造冥加永・御蔵前入用は、年貢割付状と皆済目録の数値に差は見られない。伝馬宿入用は、割付高の四斗五升二合に延米を加えた四斗七升八合に対し、三五石につき四二両(張紙値段三五石〓三九両に三両加算した高)の割合で算出した永高が徴収されている。

以上は年貢割付状にも見られた項目であるが、実際にはこれ以外にも次のような年貢を納めていた。口米・口永は本途の三パーセントの割合で徴収されている。石代大豆は享保期の皆済目録にもあり、幕末までつづいている。これは「大豆高百石につき式升ツ、時相場を以て金納にて納め来り申し候」(『近世1』2)とあるように、大豆高は石高一〇〇石に二升の割合で算出され、その高にさらに延米と同じ割合で加算された高に「金壹両ニ付何斗何升」の相場で換算された永高を納めたのであった。石代細餅米・太餅米・太餅米粃の高は、「餅米御入用次第、時相場を以て

金納にて納め来り申し候」とあり、その基準はなく、「入用次第」だったようである。その高をそのときの相場で永納しており、福生村ではいづれも文化一三年以降にみられ、熊川村では正徳五年（一七五五）から享保五年（一七二〇）までと、寛政四、五年（一七九二、九三）だけ徴収されている。菜種^{なたね}正納は、熊川村では文政四年以降に納めるようになった年貢で、石高に対して一定の割合で賦課され、それに加算された額の菜種を現物で納めたのである（菜種は灯油・食用油の原料として、初め西日本が主産地であったが、後期には関東地方でもさかんに栽培された。農村加工業として絞油業がおこり、絞り粕は良質な金肥として販売された）。

幕府領の年貢は以上のような種目が一定の基準で徴収された。福生村・熊川村ともに畑方農村ということもあり、年貢の大部分は永納で、米・菜種の現物納は少なかった。年貢米の一部は八王子千人同心の扶持米にも廻され、文政四年の「村差出明細書上帳」には「御年貢米の儀は前々より八王子千人同心衆扶持方ニ、同宿布屋権三郎方へ相納め申し候」（『近世1』¹³）とある。この分は村から八王子宿の布屋権三郎に送付されたことがわかる。扶持米の廻送は、少なくとも安永三年（一七七四）にはおこなわれているが（『御用書留附田畑小沢帳』『近世1』⁵）、開始時期については明らかでない。廻米高は一定しておらず、年貢米の約二割から七割程度になっていた。

福生村のその他の年貢 これまでみてきた福生村の年貢は「文左衛門組」のものであった。そのほかに同村では次のような地に対して年貢が賦課されていた。

惣村高九百貳拾壹石五斗六升七合六勺

右訳

内

百貳拾三石八升九合ハ

川崎村へ越石

表Ⅲ-12 福生村金右衛門組の年貢皆済状況 (天保2年)

種 目	納 永 高
本 途	7,827.3
小 物 成	0,031.0
口 永	0,235.7
石 代 大 豆	0,116.5
菜 種 正 納	菜種 5 升 3 合
伝 馬 宿 入 用	0,035.7
六 尺 給 米 用	0,118.1
御 蔵 前 入 用	0,125.0
納 合 永	8,489.3
“ 菜 種	5 升 3 合
包 分 銀	0,007.0

御年貢諸上納川崎より相納め申候

尤国役錢其外は当村より納め、後より割取り候
 残り
 七百九拾八石四斗七升八合六勺 本村ニ有

此 記

○高五拾石

名主金右衛門預り

○御年貢諸納め物、別段ニ納め候、但シ御割付壹本出ル

○永八貫廿四文、外ニ諸上納物相納め申候

△高五拾六石式升九合

名主十兵衛預り

割付壹本

武蔵野新田

△御年貢、永六貫三百三文上納、外諸上納相納め申し候

惣残り六百九拾壹石三斗八升七合六勺

此御年貢永百式拾壹貫ト三百廿壹文八分 口永共名主重兵衛預り

〔近世1〕6)

福生村の村高は九二二石余で、この内「十兵衛預り」の武蔵野新田
 五六石余と、「重兵衛預り」の六九一石余が「文左衛門組」である。

これ以外に「川崎村へ越石」として一二三石八升九合、「金右衛門預り」として五〇石あった。福生村には文左衛門組と金右衛門組があり、

表Ⅲ-13 福生村越石分年貢割付高

種 目	宝暦12年 (1762)	文政7年 (1824)	天保6年 (1835)	安政6年 (1859)	万延元年 (1860)	明治元年 (1868)
本 高	永17,931.	17,931.	18,204.1	18,204.1		
見 取	永 0,041.5					
林 錢	永 0,016.					
御蔵前入用	永 0,308.	0,307.7	0,307.7	0,307.7		0,307.7
伝馬宿入用	米 0,074	0,074	0,074	0,074		0,074
六尺給米	米 0,246	0,246	0,246	0,246		0,246
永 納 合	永18,296.5	18,238.7	18,511.8	18,511.8	18,511.8	18,511.8
米 納 合	米 0,320	0,320	0,320	0,320	0,320	0,320

注 単位は永が「貫、文」米が「石」

それぞれに年貢が割り付けられ、また年貢を徴収する単位となっていたのである。金右衛門組の年貢皆済状況は、文化二年から嘉永六年（一八五三）までのうち二八年分がわかるのみで、このうち天保二年分の年貢は表Ⅲ-12のようになっている。いずれもこれまでみてきた文左衛門組の場合と違いはない。ただ、菜種正納は、文化一三年までは「買納菜種」として永納であったが、天保二年までの間に現物納になったようである。また、天保一二年以降は約二五〇文の「川々国役金」が徴収されている。これらの点を除けば、年貢皆済の種目に変化はなく、その納入高にも大きな変動はみられない。

「川崎村へ越石」の一・二三石余は、隣村の川崎村（羽村市）地内に、福生村農民所持地が存在しているために、享保九年（一七三六）一〇月からこのような割付・上納の処置がとられた（関雅子「福生村・川崎村越石出入一件について」『みずくらいどろ』）。

越石分の年貢割付状は「福生村 川崎村越石」として発給された。ところが、前掲資料に記されているごとく、年貢や諸上納物は川崎村から納め、国役金などは本村（福生村）から納めたのちに、越石の農民から徴収したのである。その越石分の年貢割付高は表Ⅲ-13のようになっていた。宝暦一二年（一七六二）に見られた見取田永と林銭は、文政七年までにその種目がなくなっている。文政

第2節 幕府領支配と年貢の変遷

表Ⅲ-14 熊川村河原新田河原分年貢皆済状況

種 目	元文3年 (1738)	元文4年 (1739)	寛保元年 (1741)	寛保3年 (1743)	延享元年 (1744)	延享2年 (1745)	延享3年 (1746)	延享4年 (1747)
本 途	107文	107文	110文	92文	87文	87文	87文	87文
本途石代	334.			199.3	307.3	310.2	463.9	348.8
口米石代	7.	9.		5.9	9.	9.2	15.1	10.2
口 永	3.	3.	3.	3.	3.	3.	2.6	2.
納 合	461.	119.	113.	300.2	406.3	409.4	568.6	448.
歩 永	.5	.1	.1	.3	.4	.4	.6	.4

表Ⅲ-15 熊川村反高場年貢割付状況（寛延元～寛政5年）

年 代	寛延元・2年	寛延3～安永6年	天明2～寛政5年		
米納分	1斗9升	4斗1升6合	なし		
年 代	寛延元～安永6年		天明2～寛政2年	寛政4年	寛政5年
永納分	175 文		なし	60 文	164 文6分

七年以降は種目および米永高に大きな変化はみられない。

熊川村の河原 新田と反高場

熊川村には本村・古新田（初期の武蔵野新田）・
辰高入れ新田（享保期の武蔵野新田）以外に、河

原新田と反高場があった。河原新田は芝地八町六反歩と河原一町七反九畝歩からなる。この地の年貢割付状は享保二〇年のものが初見で、それによると、河原の地は田二反一歩、畑七畝九歩、芝地一町五反一畝一三歩の地目にわかれ、田の反米は六升、畑の反永は一六文、芝地の反永は一二文で年貢が賦課された。河原新田は多摩川沿いに設定された新田であり、川の流れ具合によってこの地目の反別は大きく変化した。例えば、延享二年（七望）には一町二反歩が川欠で引方となり、田一反一畝歩と芝地四反八畝歩だけが年貢地となっている。田方は米納で割り付けられているが、年貢皆済は永納でおこなわれ、その換算は張紙値段にもとづいていた。なお、この地の皆済状況は表Ⅲ-14で示したとおりである。

河原新田はその生産力が安定していないため、石高は付けられず、年貢賦課の反別（面積）を毎年確定し、一反当りの年貢高を掛けて年貢高を算出している。反高場も同様に石高は付けられず、その反

表 III-16 旗本田沢領反米・反永表

地 目		元禄 14 年 (1701)	寛延 4 年 (1751)	文政 5 年 (1822)	明治 3 年 (1870)	明治 4 年 (1871)
上	田	5斗 升	5斗 升	(欠)	川欠引	川欠引
中	田	3.	3.	(欠)	川欠引	川欠引
下	田	2. 5.	2. 5.	(欠)	川欠引	川欠引
下	々 田	2.	2.	(欠)	(欠)	川欠引
上	畑	130 文	130 文	(欠)	(欠)	130 文
上	畑			110 文		
中	畑	100.	100.	100.	(欠)	100.
中	畑			60.		
下	畑	90.	90.	80.	(欠)	90.
山	下 畑			50.		
山	々 畑	70.	70.	45.	70.	70.
山	下 々 畑			35.		
新	畑	40.	40.		40.	40.
屋	敷	130.	130.	130.	130.	130.
新 田	下 畑			40.		
	下 々 畑			25.		
	山 下 々 畑			15.		
	屋 敷			100.		
納 合	米	0 石 8143	0 石 8143	12 石 915	0 石 924	
納 合	永	39 貫 0966	39 貫 0966	9 貫 4377	39 貫 9745	39 貫 2785

別に對して年貢が賦課された。反高場の年貢割付状は寛延元年（七四八）から寛政五年（七九三）まで残っており、反別は六反九畝二一步、内訳は下田が一反三畝歩、下ノ下畑が九畝一八歩、見取畑が四反七畝三步であった。年貢賦課にあつては、反米・反永で算出する方法ではなく、適当な低年貢を割り付けたのであつた。こうした地を反高場といい、その割り付け高は表Ⅲ-15で示したようになっていた。この地の生産力は不安定なため年貢高の変動もいちぢるしく、寛政五年までは別に割付状が発給されていた。同七年以降は本村の割付状と一本で記されるようになる。

**旗本田沢氏
領の年貢** 熊川村は村高五一六石四斗五合の内、幕府領分が一五三石余を

占め、二四四石六斗五升八合が旗本田沢氏の領地、一一八石が旗本長塩氏の領地であつた（天

第2節 幕府領支配と年貢の変遷

表Ⅲ-17 旗本田沢領年貢高変遷表

年 代	永 納 高	金 納 高	銭納高
寛政9年(1797)	39貫951文15	39兩 3分 2朱	500 文
" 11年(1799)	39, 709. 559	39, 2. 2.	555.
文政6年(1823)	39, 953. 2	39, 3. 2.	516.
" 7年(1824)	39, 833. 55	39, 3.	549.
" 8年(1825)	39, 833. 55	39, 3.	549.
天保3年(1832)	39, 833. 55	39, 3.	549.
" 5年(1834)	39, 831. 55	39, 3.	549.
" 6年(1835)	39, 831. 55	39, 3.	549.
" 7年(1836)	39, 831. 55	39, 3.	486.
" 9年(1838)	39, 831. 55	39, 3.	549.
" 12年(1841)	39, 831. 55	39, 3.	568.
弘化3年(1846)	39, 833. 55	39, 3.	541.
嘉永2年(1849)	39, 833. 55	39, 3.	535.
" 3年(1950)	39, 833. 55	39, 3.	518.
" 5年(1952)		39, 3. 余り	
慶応元年(1865)	39, 833. 55	39, 3.	559.
明治4年(1871)	39, 028. 5		

保一四年「村方明細帳(下書)」、『近世1』14)。旗本領の年貢は関係資料が乏しく、断片的にわかるのみである。

旗本田沢領の年貢割付状はわずか五か年分が残っている。いずれも検見取法^{けみとり}によって年貢が賦課されていた。その五年分の反米・反永を整理したのが表Ⅲ-16である。元禄一四年(一七〇〇)と寛延四年(一七五二)では反米・反永・割付米永高に変化は見られない。また、明治三、四年(一八七〇、七二)に田方のすべてが「申(万延元年カ)川欠引^{かわかけひき}」(水害により年貢不課とする)となっている点を除けば、元禄一四年、寛延四年と同じになっている。文政五年(一八三三)分

は地目が細分化され、それぞれに反永が付けられているが、これは文政三・四年に干損・水損^{かんそん}による被害がいちじるしく(『近世2』84)、それに対してとられた臨時的処置であつたと思われる。

このように旗本田沢領では、自然災害による減免の年を除けば、反米・反永に大きな変化はなかったようである。右の本途以外では、元禄一四年・寛延四年にはまったくみられなかった延米・口米・口永・林銭が文政五年には賦課されている。明治三、四年には、幕府領と同じく見取永と鮎運上がみられる。同三年にある伝馬宿入用・六尺給米・御蔵前入用は、本来幕府領に賦課されたものであった。明治維新にともない、旧

幕府領と同じ扱いになったのであろうが、翌四年にはこの三役はなくなっている。

年貢皆済の状況はどうであろうか。田沢領では領主側から年貢皆済目録が発給されることはない。年貢を皆済すると農民側から「御年貢皆済目録」「御年貢大方目録」という書類が提出される。これをうけて領主側から、

覚

去ル子年御年貢差出候目録帳之通、聊も相違無く皆済上納相済み候処実正也、これに依て後日の為に書付差遣し置くもの也

文政十二丑年三月

地頭所内 吉岡宗左衛門[㊟]

熊川村 名主野嶋直右衛門殿

(内出英雄家文書)

という受取証が発給された。この目録帳(皆済目録・大方目録)から田沢領の年貢皆済高を示したのが表Ⅲ-17である。皆済高を永高で計算し、実際の金額は金と^{びたせん}鏝銭(寛永通宝)で示されている。例えば、寛政九年(一七九七)は、三九貫九五一文の永高を金三九両三分二朱と鏝銭五〇〇文で納めたのである。寛政九年から明治四年(一八七二)まで、あまり年貢高は変化していない。鏝銭の額が変動しているが、これは金と銭の相場が変化しているためであった。

このほか田沢領では、表Ⅲ-18で示したような種目の年貢を納めている。いずれも近世後期の様子しかわからないが、以下若干の補足をおこう。

国役金が賦課され始めた時期は不明である。表を見るかぎり、金額に多少の変化がみられる。

先納金とは、旗本が翌年以降の年貢を、村から前借りしたものである。寛政二年(一七九〇)に田沢氏が長屋の普請を

表 III-18 旗本田沢領諸役皆済高

種 目	文政 6 年 (1823)	文政 7 年 (1824)	文政 8 年 (1825)	天保 3 年 (1832)	天保 5 年 (1834)	天保 6 年 (1835)
国 役	1 両 2 朱 534 文	1 両 2 朱 566 文	1 両 2 朱 623 文	1 両 3 朱 208 文	1 両 3 朱 208 文	1 両 3 朱 208 文
先 納 金	3 両	2 分	2 分			
郷中間上給		3 分	3 分	3 分	3 分	3 分
御 用 金		5 両				
引越先納代			9 両			1 分
貼 入 用 代						
包 入 用 代						
真 綿 代						

種 目	天保 7 年 (1836)	天保 12 年 (1841)	弘化 3 年 (1846)	嘉永 2 年 (1849)	嘉永 3 年 (1850)	嘉永 5 年 (1852)
国 役	1 両 3 朱 208 文	1 両 3 朱 108 文	1 両 2 朱 612 文	1 両 2 朱 612 文	1 両 2 朱 580 文	1 両 1 分 285 文
先 納 金						
郷中間上給	3 分	3 分	3 分	3 分	3 分	
御 用 金						
引越先納代		3 両	8 両	7 両	7 両	
貼 入 用 代	1 分	1 分		1 分	1 分	1 分
包 入 用 代	505 文	1 朱 94 文	493 文	493 文	471 文	
真 綿 代				1 両 2 朱	1 分	1 分

おこない、その費用六〇両のうち、二〇両を熊川村に命じているのが初見で、翌年三月に村方から一〇両納めている（『近世 2』64・65）。また、文政一一年（二二〇）までの先納金は三七両余におよび、村方への元利返済もどこおっていた。領主側の「御勝手向き、一通り成らざる御不如意」（財政の異常な変化）が先納金を課した原因で、この年に田沢氏は、家政の改革に取り組むようになった。領主田沢氏は村方に元利払い下げの延期を願うとともに、「御收納時節迄は御差支の儀これあり候とも、一切先納等仰せ付けられまじく」と申し入れている。しかし、この元利返済もされないまま、文久元年（二六六）には「屋敷替」と称して、さらに三六両一朱の先納金を熊川村に課し、計七三両三朱余に累積した。表にある文政六年と八年の先納金は、「御隠居様へ」の先納金であった。

先納金に似たものに御用金がある。表には文政七年だけに見られるが、元文三年（一七三二）正月の資料には、「御勝手御不如意につき、此の度五ヶ村へ仕送り仰せ付けらる」とあり、田沢氏が知行所の五か村に御用金送付を命じたことがわかる。御用金は年貢の前借りという意味はなく、利息も加わらない。この点が先納金と異なっていたようである。

「郷中間上給」の意味は不明であるが、「郷中間」は村に在番している役人のことであろう。おそらく「ごうちゅうげん」と呼び、彼らの賄い費を納めたものと思われる。その開始時期などの詳細は明らかでなく、表に示した文政七年から嘉永三年（一八五〇）までの間だけみることができ、その額は固定している。

「引越先納」の意味も知ることができない。表で見えるかぎり、その額は比較的多いが、毎年徴収されるものではなかったようである。

「鮎代」は、幕府領でもみられたように、鮎代に対して課せられたものである。田沢領の農民も以前から特定の場所で鮎代をおこなってきた。少なくとも、享保七年（一七三二）には鮎代に加わっており、天保五年以前にも鮎代を納入していたものと考えられる。

「包入用」とは幕府領の包歩銀と同じく、年貢金銭を地頭に納入する際に包む経費として徴収されたものであろう。「真綿代」は、嘉永二年以降にみられるが、近世中期頃の「申年」に、真綿代三分のうち二分の受取覚が残存している。

旗本長塩氏 熊川村長塩領の年貢に関する資料はきわめて少なく、延享三年（一七四六）文政元年・同一一年・天保三年（一八三二）・同七年の五か年分がわかるのみである。これらの資料は年貢を皆済した際に、村方から

第2節 幕府領支配と年貢の変遷

表 III-19 熊川村長塩領の年貢皆済

地目	反	別	反永	年貢高
下田	町4反	畝10歩	見取	2斗6升
上畑	1. 7.	9. 15	110文	1貫974文5分 厘
中畑	2. 8.	7. 23	95.	2, 733. 7. 8.
下畑	9. 9.	5. 24	80.	7, 966. 4.
新屋	6. 4.	4. 19	75.	4, 834. 7. 4.
屋敷	1. 5.	3. 11	130.	1, 993. 7. 6.
山	7. 7.	3. 02	20.	0, 146. 1. 3.
屋敷	1. 1.	8. 00	80.	0, 144.
御茶	1. 1.	0. 11	75.	0, 077. 7. 4.
五町新	6. 4.	3. 16	17.	1, 094.
草地山年貢				金2分

その内訳を記して地頭側に提出したもので、田沢領の「年貢皆済目録」「年貢大方目録」に相当する。それに記されている年貢皆済高は、いずれも二二両余で、大きな変化はみられない。

表III-19は長塩領の文政元年における土地構成ならびに反永と年貢高を示したもので、天保七年まではほぼ同じになっている。下田は水損を受けやすい地であつたようで、反米^{たんまい}は付けられず、「見取^{みとり}」で賦課されていた。この米納高

は相場によって金納に換算して納められた。畑地・屋敷・山の反永はまったく変化していないが、文政五年の水損のために（野島茂雄家文書）、新畑のうち二畝一二歩が引方になっている点異なる。「草地山年貢」は金二分の定納であるが、その内容は明らかでない。

六公四民と 以上、福生市域の年貢について、その種目と年貢量の推移を中
五公五民 心にみてきた。これの負担額が一般にいわれるような何公何民

に相当するか、一口で述べることはできないが、幕府・旗本ら領主側が種々の名目を付けて、年貢を多様に徴収しようとしていたことはうかがえる。

一方、農民側もこれらの年貢の負担にさまざまな方法をもって対処していた。地域の資料の中にも、年貢が未進となり、ほかの農民が弁納しているもの、自然災害のために減免や日延べを嘆願しているもの、米納にすべきところを代金納にしたい旨の嘆願書などが数点残っている（『近世2』73～107）。これらの資料をみると、農民の一部には余裕ある者がいたとしても、大多数は最低限の生

活をしいられていたように感じられる。

『刑錢須知^{けいせんしゆち}』という書に「御取箇^{おとりか}（年貢）取法の儀、往古より享保年中迄は四公六民にて相納め候ところ、享保十巳年（一七三五）六公四民にて相納めべき候旨、松平左近将監^{しょうげん}殿仰せ渡され、御勘定所にて吟味これあり候ところ、百姓ども難渋申し立て候につき、同十三申年五公五民の積り伺い相済み、当時まで五分／＼の取法に候事」（『日本財政經濟史料一』）とある。享保期前半までの年貢は四公六民であったが、同一〇年に老中松平左近将監^{のりむち}乗邑から六公四民で徴収するように命じられた。勘定所で吟味したところ、これでは農民も難渋を申し立てるので、同一三年に五公五民にするよう伺い許された、というのである。勘定所では、五公五民が適当と見込んでいたのであろう。福生市域の村においても、大ざっぱにみて五公五民程度の年貢が徴収され、大多数の農民は最低限の生活をしいられていたといっても、あながち誤ってはいないであらう。

第三節 旗本田沢氏と知行所支配

田沢氏の系

譜

先祖は新羅三郎源義光の流れをくみ、武田安芸守信満二男左馬頭信長の四代目左衛門尉正信が、甲斐・相模両国境の丹沢山諸仏ヶ嶽に閑居し、その子兵部助正昌は武田を丹沢と改称し、孫久助正忠に至って「田沢」に改めた。

寛政一二年（一八〇〇）旗本大番与頭^{くみ}田沢久左衛門^{やすまさ}昆当が幕府に差し出した系譜（先祖書）はこのようにして始まるが、始めに、田沢氏の歴代の当主の履歴について、年表風に見てみることにしよう。



図Ⅲ-8 田沢氏墓地 (真福寺)

一代目正信 (武田兵部少輔・左衛門尉)

二代目正昌^{まさよし} (武田兵部助・号宗沢斎)

武田信昌・信虎・信玄に仕え、軍功をあらわし、甲州東郡内に知行地を賜る。

天文一〇年(三五四)死去。八五歳。丹沢山宗沢寺に葬る。

三代目正俊 (丹沢弥十郎)

武田信玄に仕える。

永禄 四年(三五六) 川中島合戦にて戦死。二二歳。法名安忍淨戒。

四代目正忠 (久助・七右衛門)

武田信玄・勝頼に仕える。

天正一〇年(三六二) 武田氏没落後、東照宮(徳川家康)に召され命により「田沢」に改称する。

一二月、旧領(甲州熊野・里吉・和戸・嶋上條)の内四五貫文の地を賜う。

一二年小牧・長久手の戦いにより新恩二〇〇貫文の地を賜う。

一八年知行地を改め、武蔵国都筑^(多摩)・榛沢^{はさざわ}郡に四〇〇石を知行する。

元和 七年(三三三) 死去。熊川村真福寺に葬る。法名寂光院宗休成覚。

五代目正久 (久左衛門)

天正 元年生まれる。

慶長 五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いに供奉、のち家を継ぐ。

一 九 年 大坂の陣後、麁米一五〇俵加増。大番。

元和 五年大坂城在番中死去。四七歳。法名常照院浄覚清心。

六代目正義（久助・久左衛門）

慶長 七年江戸に生まれる。

元和 四年將軍秀忠に拝謁。後、父大坂城守衛中死去により遺跡を継いで大番となり、大坂城守衛におもむく。

寛永 二年（一六三三）知行地の朱印を賜う。

一〇年二〇〇石加増。麁米を采地に改め、武蔵多摩・榛沢、相模大住・淘綾四郡にてすべて七五〇石余を知行。

一 六 年 市ヶ谷門普請の奉行を勤める。

承応 三年（一六五二）死去。五三歳。法名天宗院心誓了清安徹。大住郡土屋村天宗院に葬る。

七代目正勝（伝蔵・七右衛門・七郎右衛門・久左衛門）

寛永 元年江戸に生まれる。

一 八 年 大番となる。

慶安 元年（一六四八）新番となる。

承応 三年遺跡を継ぐ。

天和 二年（一六八二）死去。五九歳。法名見桃院随誓心流雲山。四ツ谷法蔵寺に葬る。のち代々の葬地となる。

八代目正春（久大夫・七右衛門・久左衛門）小十人組田沢弥十郎正成二男、正勝の養子となる。

寛文 四年（一六六四）江戸に生まれる。

天和 二年遺跡を継ぎ小普請となる。

貞享 元年（一六八四）大番となる。

元禄 九年（一六九六）精勤により黄金五枚を賜う。

一一年鉄砲玉藥奉行となる。

享保 四年（一七一九）一二月勤務怠慢により出仕を止められる。

五年 一月ゆるされる。

九年死去。六一歳。法名真量院体誉直往。

〔正敬〕

元禄 九年江戸に生まれる。

宝永 六年（一七〇九）將軍家宣に拝謁。

享保 五年父に先立ちて死す。二五歳。法名実還院相誉誠心。

九代目正昭（長三郎・久助）

宝永 元年江戸に生まれる。

享保 九年祖父の遺跡を継ぎ（嫡孫承祖）小普請となる。

元文 元年（一七三六）大番。※在番三度、お茶壺付も勤める。

寛延 元年（一七四八）辞職。

宝暦 二年（一七五二）死去。四九歳。法名嶺珠院（註）猷（註）誉（註）耀山。

一〇代目やすまさ毘当（亀太郎・主水・佐兵衛・久左衛門）

享保二〇年江戸に生まれる。

宝暦 三年遺跡を継ぎ、小普請。

七年大番となる。

寛政 元年（一七九九）米倉長門守（大番頭）組与頭。

一一代目まさのぶ正申（松三郎）新番石原太郎左衛門政儔三男、毘当の養子となる。

明和 七年（一七七〇）四谷門外外堀端横町に生まれる。

天明 七年（一七八七）將軍家齊に拝謁。

以上が、大名・旗本から幕府に提出された家譜『諸家系譜』・『寛政重修諸家譜』から知ることができる田沢氏歴代当主の略年譜である。同書ではここまでしか判明せず、寛政期以降の田沢氏の系譜については、現在のところ詳細を欠くが、市域に残されている文書や関連資料から補っておこう。

一〇代目毘当は、大番組頭（与頭）から文化五年（一八〇八）二の丸留守居に進み文政二年（一八一九）まで勤めたが、同年三月老年により職を免ぜられ寄合となる。そして、『徳川実紀』文政三年一月二九日の条に「田沢七左衛門養子松三郎。（略）父死して家つづもの一四人」とあることから、毘当は文政二年三月～三年十一月の間に死去したと考えられる。一一代目松三郎正申は新番石原太郎左衛門政儔の三男で、毘当の養子となり、天明七年將軍家齊に拝謁し

たが、このとき一八歳であった。前述のように、昆当が死んで正申が家を継いだのが文政三年とすると、正申は五一歳となる。さて、市域に残されている石川元八家や内出英雄家文書（田沢領）からは、文政四年～八年「田沢久左衛門」、文政一二～安政三年「田沢縫殿」、慶応元～三年「田沢鈴之助」と、断片的ではあるが田沢氏当主の通称を確認することが出来る。さらに、慶応年間に田沢鈴之助が幕府に提出した「明細短冊」（『江戸幕臣人名事典』）には、次のように記されている。

卯歳三十九歳 高七百五十石七升五合五勺武蔵相模

本国甲斐 生国武蔵 祖父田沢久左衛門死 西の丸御書院番相勤め申候 父田沢縫殿死 小普請

安政四巳年三月二十九日父家督下置かれ小普請入 元治元子年十二月二十五日大御番へ御番入被仰付けられ候
この記述を合わせ考えると、久左衛門（松三郎正申）―縫殿―鈴之助と代が連続すると考えてよさそうである。
以上のことから、昆当以後の当主を次のようにまとめておこう。

一一代目 正申（松三郎・久左衛門） 西の丸書院番

一二代目 縫殿 小普請

一三代目 鈴之助 大番

大番の家筋

田沢氏は、甲斐武田氏の一族として代々武田氏に仕えていた。武田家臣としての動向はつまびらかではないが、『甲斐国志』に「田沢七右衛門昌忠」（正忠）が「近習物頭」の一人として仕えていたらしい。そして、武田氏没落後、徳川家の旗本となった。

江戸幕府が、武田氏や後北条氏の旧臣を幕臣として編入していったことはよく知られているが、大番の出自につい

て、煎本増夫は、寛永一〇年（六三）時点で大番に在任している幕臣四七五名のうち、父・祖父が武田氏に仕えていたものは一〇三名と、全体の二一・四パーセントにもおよび、徳川家譜代の家臣（一七二名＝三八・二パーセント）について多く、後北条・織田・今川氏以下を圧倒していることを明らかにした。そして、彼らの武田氏時代の知行高も一〇〇〇〜二〇〇〇貫文と寄親級よりおやの武士層が多く、のち彼らが江戸幕府直属の常備軍団として編成されていく過程で、「別家」（別家もまた大番衆）を創出しながら世襲的な大番筋の家柄を形成していき、知行高も四〇〇〇〜五〇〇〇石を中心とする旗本層になっていったことなどを論証した（煎本増夫「初期江戸幕府の大番衆について」『日本歴史155』）。田沢氏も、天正一八年（二五〇）徳川家康の関東入国のときに、多摩郡熊川村（系譜では「都筑郡」となっているが誤りか）に四〇〇〇石の采地を賜っていることから、同様のことがいえよう。そして、五代目正久が大番となって以後は、歴代当主は大番に就任する家筋となっていたようである。

大番は幕府の軍制組織で、天正年中にはすでに組織されていたが、寛永九年に一二組と定められ、これが制度化された。各組大番頭一人・組頭四人・番士五〇人・与力一〇騎・同心二〇人で編成されており、それぞれの家臣も合わせる約五〇〇〇人にもおよび、將軍直属の軍団のなかでは最大の規模であった。大番頭は老中支配・菊間詰・役高五〇〇〇石で、大体三〇〇〇石以上の高禄の旗本か一万石程度の譜代大名が就任していた。組頭は躑躅間つじのまひがしおふすまぎわ東御襖際詰・役高六〇〇石で、番頭を補佐し、五〇人の番衆を指揮・監督する役目である。番士は二〇〇俵高、与力八〇石高、同心三〇俵二人扶持であった。

大番は、江戸城西の丸・二の丸の警備に当り、江戸市中を巡回して非常に備え、また、大坂城・京都二条城へ二組ずつ一年交替で在番（これを上方在番といった）するのが任務であった。そのため、手当として役高と同額の合力米

第3節 旗本田沢氏と知行所支配

表Ⅲ-20 正徳2年の知行高

武蔵国多摩郡 榛沢郡 相模国大住郡	熊川村	244石6斗7升8合
	用土村	155石3斗2升2合
	土屋村	145石1斗5升7合
	五分一村	125石1斗2升8合
	一色村	79石7斗9升5勺
		750石 7升5合5勺

(石川元八家文書)

が、各々に支給されていた。

田沢氏は、家禄七五〇石で、知行所は熊川村のほか武蔵国榛沢郡用土村(埼玉県寄居町)・相模国大住郡土屋村(神奈川県平塚市)・五分一村(同中井町)・淘綾郡一色村(同二宮町)の五か村であった。前述のように、田沢氏は五代目正久が慶長一九年(一六四)の大坂の陣後に大番になってからは、代々大番に就任する家筋になっていた。

七代目正勝は、大番に就いたあと慶安元年に新番に転役しているが、これはこの年六月一日に、それまで四組で編成されていた新番を増やして六組としたことにより、四三名が新たに新番に加わることになり、正勝も大番から番替えとなったのである(『徳川実紀』)。

新番は寛永二〇年(一六四三)に新設された番方の役職である。横山則孝は、このとき新番士に任命された者三四名の内、前職が判明する三三名中の二二名、約七〇パーセントが大番出身であり、新番に任命された旗本は大番の家格の者であることを明らかにし、新番の設置は「將軍と大番の家格のものとの緊密さを保持する役割をになわされた」ものであったと位置付けた(横山則孝「江戸幕府新番成立考」『日本歴史302』)。

正勝の新番増設による番替えも、このような初期における幕府機構の成立過程としてとらえることができ、田沢氏の大番筋の家格には変化はなかった(横山前掲論文)。

また、八代目正春は元禄一年(一六九六)、大番から鉄砲玉薬奉行に転役しているが、この年八月三日、鉄砲玉薬奉行小笠原正勝・宇都野正恒両人が、鉄砲管理の不行届きにより役職を追放され閉門となったことにより、武嶋七郎兵衛茂敦と正春が奉行に着任し

表Ⅲ-21 昆当の大坂・二条在番歴

宝暦 7. 5. 18	大番入り，大坂在番へ，翌年江戸下りお茶壺附
明和 3	二条在番跡残役
6	大坂在番跡残役
8. 2～	定昼夜廻
安永 1. 2	二条在番跡残役
2	大坂在番先残役
7	二条在番登りお茶壺附
8. 6～10	介昼夜廻
11～	定昼夜廻
天明 1. 6	
4	二条在番跡残役
7	大坂在番先残役
寛政 1. 12. 25	米倉長門守組与頭
2. 2. 15	二条在番お暇の節，時服1・銀10枚拝領

「諸家系譜」（内閣文庫蔵）より作成

たのである。鉄砲玉薬奉行というのは、火薬の製造とその管理にあたる役目で、大番・新番から就任する例が多かったが、持高勤めで、役料として二〇人扶持が支給されていた。正春以前の就任者を見てみると、在職中に死亡している例が多く、全体的にみても死亡か御役御免を願ひ出ていることから、この役職をステップにして昇進していくのではなく、鉄砲玉薬奉行をもって最終とするものであったのだろう。正春も二四年間勤め、享保九年、在職のまま死去している。

大番とお茶

壺付

一〇代目昆当は大番から大番組頭へ進んでいる。大番組頭は番頭を補佐し、五〇人の番衆を指揮・

監督する役目であるが、「小高にて骨折場なり、尤御役高よりも多き人も多し」（『明良帯録続篇』）といわれ、楽な役職ではなかったらしい。大番組頭の役高は六〇〇石で田沢氏の家禄は七五〇石であるから、まさにこの例にあてはまることになる。また、昆

当はこのあと文化五年（一八〇八）に二の丸留守居に転役している。二の丸留守居は江戸城二の丸の警衛一切を掌る役目^{つかさど}で、役高は七〇〇石であるが、「此場は諸向より勤向功少し、布衣以上の年来骨折たる仁など昇る」と、いわば閑職とされていた。大番組頭は布衣（格式の一種）の役職ではないから、寛政元年（一七九九）より文化五年まで約二〇年間、

組頭を怠りなく勤めた田沢昆当が褒美の意味で昇進したのであらう。

表Ⅲ-21は昆当が系譜中に書き上げた、大番・同組頭在職中に勤めた大坂・二条在番回数をもとめたものであるが、在番数は一七回に及ぶという。

また、九代目正昭もそうであるが、履歴中に「お茶壺付」を勤めたことが記されている。「お茶壺付」とは、幕府御用の宇治茶を上納するために、徒歩頭^{かち}を宰領として茶道頭等が派遣された「茶壺道中」のことで、大番士が護衛としてつけられたのである。茶壺道中は摂家・宮門跡に準ずる格式といわれるほど高く（『国史大辞典』）、そのため大番士の添役についても「近年平番之内、身上高之者菅人、宇治御茶壺御用相勤」（『古事類苑官位部三』）と、大番のなかでも家禄が良い者が勤めたようで、こうした「お茶壺付」を勤めたことも、昆当の大番組頭昇進の勤務評定へつながったことであらう。

以上のように、田沢氏は代々大番という由緒を誇る役職に就任していく家柄ではあったが、目覚ましい出世をするわけでもなく、平均的な中級旗本であった。

知行所支配

田沢氏は寛永二年に熊川村・用土村に知行地の朱印を賜わり、同一〇年には、一〇〇〇石以下の小姓組番・書院番・大番に一律二〇〇石ずつの加増があり、土屋村・五分一村・一色村に采地を与えられ、合計七五〇石を知行し、以後は移動することなく明治維新までつづく。

天正一八年徳川氏の関東入国以後、家臣団の知行割がおこなわれていったが、小給家臣である旗本の知行地は、江戸を中心として一夜泊り、江戸より一〇里（三九・二七キロメートル）以内に配置された。関東を中心としておこなわれた知行地の設定は、天正・寛永・元禄期の大規模な地方直し^{じかなお}により再編、整備されたが、こうして設定された旗

表Ⅲ-22 熊川村の支配形態

	熊 川 村				
	532石 5斗 9升 2合	家数 122 軒	人数 671人 男333 女338	馬21疋	
江川太郎左衛門代官所	169. 9. 1. 4	49	287	135 152	8
田沢縫殿知行所	244. 6. 7. 8	35	198	107 91	6
長塩隼人知行所	118 0. 0. 0	38	186	91 95	7

安政2年3月「地頭姓名其外書上帳」(石川彌八郎家文書)より作成

本領は、相給・分郷などと呼ばれるように、一村を数人の領主が知行する分散知行形態であった。

当初、知行所を与えられた旗本たちは領知の村に屋敷や陣屋を構え、あるいは名主宅や寺院を借りて妻子とともに住み、江戸へ通っていたのである。

田沢氏はどうであったろうか。田沢氏は、四代目正忠のとき天正一八年に熊川村に采地を与えられている。明治二一年に書き上げられた「熊川村誌稿」(福生市役所蔵)には、

「田沢氏邸地

所在 村ノ東南南字東

現状 三百十六番林反別二反八畝十九歩、村民内出三郎左衛門所有地」と記されており、また、元和七年に正忠が死んだとき、熊川村の真福寺に葬られていることから、あるいは知行所に居住していた時期があったかもしれない。

知行所から江戸に勤番していた彼らも、一夜泊りの距離とはいえ日々の登城に不便であり、また、幕府にしても、直属の軍団である旗本を十分に機能させるため、江戸市中に屋敷を割当てていった。

神田雉子町の町名主斎藤月岑(げっしん)の著『武江年表』の文禄元年(一五九二)の

項に、「御城の西北の地、大御番組衆宅地を給はる。六組に分ちて、一番より六番までの名目あり（是れより、番町といふ）。」とあるように、江戸入部直後から大番衆の屋敷割りをはじめとして、神田山（駿河台）・小川町などが旗本屋敷地として開発されていた。寛永二年（一六二五）には、禄高ごとの屋敷地の間数が決められている（『徳川実紀』。ちなみに、この当時、田沢氏は五〇〇石級の家禄であるから二五〇三〇間であった）。

一方で幕府は、旗本への知行割りを進めるが、それは先に述べたように、相給・分郷と呼ばれる分散知行地の宛行であった。分散知行は、旗本領主が知行地の一括支配の必要性を認めないものであり、寛永・元禄期の大規模な地方直しを経て反復再配分されたことにより、彼ら旗本は、単なる年貢徴収権者となっていくのである（荒居英次『幕藩制社会の展開過程』）。

こうして江戸城下の整備にともなって旗本達が江戸に集住するにしたがい、知行所への在地性が薄れていき、旗本の領主権はいちじるしく後退していった。

幕府が全国統治にあたって公布する法令は幕府法、大名（藩）においては藩法などと呼ばれ、旗本の場合は「地頭法」と呼ばれている。旗本が知行所を支配する（Ⅱ知行権）にあたっての基本的な法令であるが、まったく独自の法令が展開されるのではなく、幕府の法令に準拠し、それぞれ知行所の情勢に応じた政策がおこなわれた（これら領主の法令を、「郷村条目」・「条目」と呼んでいる）。こうした「地頭法」をすべての旗本がもっていたとは限らないが、長年、旗本の知行所支配の研究に取り組んでいる川村優の分析では、一〇〇〇石以下の旗本では、幕府法をこえる内容を持つ条目は見られなかったという（川村優『旗本知行所の研究』）。

一方で川村は、五〇〇石級の旗本塚原・油川氏（両家とも武田旧臣で、書院番・小姓組番に就く家筋であった）が、

表Ⅲ-23 天保8～12年の年貢平均高

		熊川村	用土村	土屋村	五分一村	一色村
酉	米	—	石斗升合勺才 11.7.3.3.5.0	37.3.6.7.1.0	16.8.1.0.1.0	19.8.7.3.8.6
	永	貫文分厘 38.395.4.2	18.975.8.3	25.647.6.0	24.103.1.0	6.911.3.7
戌	米	—	11.4.0.4.2.8	32.5.6.7.1.0	13.9.0.0.1.0	16.8.7.3.8.6
	永	—	18.975.8.3	25.647.6.0	24.103.1.0	6.911.3.7
亥	米	—	12.6.0.4.2.8	26.0.1.7.1.0	16.0.3.4.1.0	19.8.7.3.8.6
	永	—	18.975.8.3	25.647.6.0	24.103.1.0	6.911.3.7
子	米	—	16.2.0.4.2.8	37.3.6.7.1.0	16.0.3.4.1.0	19.8.7.3.8.6
	永	—	18.975.8.3	25.647.6.0	24.103.1.0	6.911.3.7
丑	米	—	16.2.0.4.2.8	37.3.6.7.1.0	16.0.3.4.1.0	19.8.7.3.8.6
	永	—	18.975.8.3	25.647.6.0	24.103.1.0	6.911.3.7
平均	米	—	14.1.3.1.0.0	33.4.6.7.1.0	15.7.6.2.5.0	19.2.7.3.8.6
	永	38.395.4.2	18.975.8.3	25.647.6.0	24.103.1.0	6.911.3.7

注 単位は酉年の米、永欄の記載にそれぞれ同じ。(内出英雄家文書より作成)

村落支配において年貢徴収権や刑罰権を強圧的に行使していたことを実証し、下級旗本の知行権が予想以上に強力であることも指摘しているのである(川村優前掲書)。

田沢氏の年 年貢徴収法には、豊作・不作間収入にかかわらず過去一〇年間の

平均收穫高によって年貢率を決定する定免法と、毎年の收穫高により年貢率を決める検見法があるが、田沢氏は定免法をとっていた。

熊川村は、田沢氏と長塩氏・幕府領の三給支配であったが、田沢氏領は二四四石余であった。元禄一四年(一七〇二)五月の「毎年定納之覚」(石川元八家文書)では、米八斗一升四合三勺・永合四〇貫二七〇文、これを金に換算して四〇兩一分と鑊^{びた}二七〇文が上納高になっていた。年貢割付状や「年貢皆済目録」が断片的ではあるが、天保四年(一八三三)と慶

応二年（一六六）までの「年貢皆済目録」（内出英雄家文書）では、上納額は金三九兩三分と鑊四八六ゝ五五九文（錢相場の変動により差がある）となっており、定免法がつづけられていたことがわかる。また、表Ⅲ-23に見るように、天保八年（酉）～十二年（丑）まで五か年の年貢平均高は、知行所五か村で米八二石二斗三合五勺八才・永一一四貫三二文三分二厘となっている。

旗本の財政は、知行所からの年貢収入に依存しているのであり、田沢氏も知行所五か村から上納される年貢が財政収入のすべてである。

無役の旗本のうち、家禄が三〇〇〇石以上を寄合、以下を小普請こぶしんと呼ぶが、田沢氏が幕府の役職に就かなければ、家禄七五〇石余であるから小普請に入る。そして、禄高に応じて、役金として小普請金を上納することになる。元禄二年（一六九）に幕府が定めた規定によれば、五〇〇俵（石）以上の幕臣に対しては、一〇〇俵（石）につき金二両ずつ上納することになっており（『徳川禁令考前集第二』）、田沢氏は年間一四両の小普請金を幕府に収めればよいことになる。しかし、田沢氏の歴代当主は大番に就任する例が多い。大番に就くと、役高として二〇〇俵が支給されるが、これで家臣とともに番を勤めなければならないのである。

田沢氏が何人の家臣を抱えていたのかは不明であるが、慶安二年（一六四九）に幕府が定めた軍役規定によれば、七〇〇石の旗本は侍四人、鎗持・馬口取・小荷駄各二人、甲冑持・立弓持・鉄砲・草履取・挟箱持各一人、合計一五人が軍事要員として必要とされていた。このほかに、家政向での使用人もいたのである。実際には、軍役規定どおりの人数をそろえるほど財政的余裕はなく、どの旗本も家来・使用人の人数を削減していたのであるが、それでも役勤めや登城に必要な家来は確保しなければならない。こうした人件費もすべて、知行所からの年貢収入が基本になるのであ



図Ⅲ-9 800石の軍役人数（『江戸幕府役職集成』雄山閣）

とを示す資料は残されている。
つぎでは、田沢氏の財政難
よう。

る。まったくの消費生活者であり、自ら生産手段を持つことができなかった旗本たちの財政が苦しくなるのも、必然であつた。

先に述べたように、田沢氏の年間の収入は知行所五か村で米八二石二斗三合余・永一一四貫三三文余であった。天保一四年当時の江戸の米価相場から、米一石を銀八三匁、金銀比価で金一兩を銀六三・七匁として換算すると、米納分は約一〇七兩に相当する。永一貫を一兩として永納分が約一一四兩、両方を合計して、約二二一兩となる。これが田沢氏の年間収入ということになる。この金額で家族・家臣を養い、役勤めをして、なおかつ家禄七五〇石の旗本の体面を保っていたかなければならないのであった。

では、実際に田沢氏の家政はどのようであったろうか、ということになるわけであるが、残念ながら、そうした内容をくわしく伝えてくれる資料は残されていない。しかしながら、田沢氏の財政が逼迫^{ひつぱく}していたこ

つぎでは、田沢氏の財政難と、当然の如くそのしわ寄せを被ることになる知行所熊川村について見てみることにし

田沢氏の家 田沢氏の財政が、いつごろから逼迫していたのかはわからないが、元文三年（七三六）には「御勝手御政状況 不如意ニ付」として、知行所五か村の名主宛に仕送り金を命じた際の証文が見られる。ところが内容

を見ると、

一月々の入用は、「定書」のほかはいっさい受け取らない。万一公用や類焼などによりどうしても必要になったなら相談に及ぶ。

一賄いのうちは、五か村の物成（年貢米・永）は残らず名主どもへ渡すから、（仕送り金）の差引き勘定をして「年貢皆済目録」に添えて差し出すように。物成の残金があっても当方は受け取らず、名主どもへ預けおくからよきように取り計らって欲しい。また、在番留守中は人を減らすから、そのあたりを弁えて賄って欲しい。

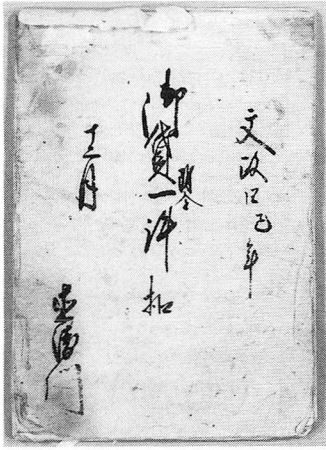
ということが書かれている（『近世2』63）。この内容から、とくに箇条書きの二つ目の、賄いのうちは物成は村方へ渡すという文言からは、田沢氏の財政管理が村方に委ねられていたようであり、しかもこのときが初めてではないニユアンスをもっているのである。

このように、領主の財政管理が村方の手に委ねられることは御勝手賄あるいは御台所賄と呼ばれ、知行所村の名主・村役人によって、毎年はじめにその年の年貢高に応じて領主の年間予算が立てられ、その予算に従って毎月領主に生活費が送られる仕組みをいった（安沢みね「近世後期武家家計の一考察」神戸女学院大学『論集13』2）。

元文三年当時の田沢氏の当主は九代目久助正昭であるが、正昭は元文元年に大番入りをしている。文中では大坂城あるいは二条城への在番で、留守の間は使用人を減らすということもいっており、田沢氏の逼迫した財政状況がうかがえる。

さらに、この証文は田沢家臣筭原次郎兵衛の名前で五か村名主に出されたものであるが、この証文の保証人として当主田沢正昭と、内藤左衛門忠近（西の丸小姓組番、正昭の祖母の妹の子）・加藤亨軒正義（元大坂御藏奉行、叔母の夫）の三名が署名をしている。御用金といえども、連帯保証人を設定しなければ調達されないほど、田沢氏の経済的信用は落ちていたのである。

文政四年貸 文政四年（一八三） 二月二日夜、熊川村名主直右衛門に、田沢氏より書状が到着した。「御貸附金付金一件 一件ニ付御用これ有る」ので、早々出府するようにとのことで、早速直右衛門は江戸へ向けて出立していった。以後、翌五年三月まで、直右衛門はこの一件のために、用土村名主半左衛門とともに出府をくり返すことになる。田沢氏が、馬喰町御用屋敷貸付方役所より拝借した公金の返済が滞り、その未納分について、貸付方役所から呼び出されたのであった。



図Ⅲ-10 「文政4年貸付金一件控」
(内出英雄家文書)

すでに、元文三年時点で財政面で行き詰まりをみせていた田沢氏であるが、総じて知行所からの年貢収入に依存していた旗本たちは、この文化文政時代には、商品経済・貨幣経済の進展にとまなう支出の増大に対応できず、財政破綻に陥っていたのである。そして彼らは「御用金」・「先納金」などの名目で知行所村々から上納させ、さらには馬喰町御用屋敷や京都・大坂・堺・駿河・日光など遠国奉行所、代官所が取り扱う幕府公金貸付金を利用するようになっていた。田沢氏もその例に漏れず、御用金・先納金

を知行所に課すばかりでなく、幕府の公金貸付も借りていたのである。

しかも、年貢の先納というのは知行所農村よりの年貢金前借りであるから、翌年の年貢収入のあてがなくなり、督促をされても調達できず、今回のような事件に発展してしまうのである。「御貸附金一件控」(『近世3』233)と題されたこの事件を追ってみることにしよう。

一二月二五日 用土村名主半左衛門とともに貸付方役所へ赴き、用土村・熊川村の「物成^{ものなり}ならびに先納金高取調書上」明細と、未納分上納(未納分三〇両は地頭所へ下ケ金Ⅱ出金を申立てる)の二八日までの日延願書を提出する。日延願いが認められたので田沢屋敷に行き未納分の催促をする。

二八日 朝二人で橋本町四丁目東屋吉兵衛方へ行き、出金をしぶる地頭所用役を召し出して下ケ金(出金)を命じてくれるよう、貸付方役所へ願書を作成、提出する。

夕方貸付方役所に呼ばれ、願い筋は奉行所へ回しておいたが、月末でもあり、帰村して吟味結果を待つように申し渡される。

二九日 正月八日まで帰村して待つ旨の請書を奉行所へ提出し、田沢屋敷へ行き右の始末を報告して帰村する。

文政五年

正月 七日 出立、途中止宿。

八日 昼頃、田沢屋敷へ着き、それより直右衛門・半左衛門二人で東屋へ赴き、着届を調べて奉行所へ提出に行くが、すでに引けており、その日は東屋へ止宿。

九日 奉行所へ着届を出す。夕方、「宿代之者」(東屋の者カ)が呼び出され、一四日朝五ツ(午前八時ご

ろ)に出頭するよう申し渡される。

一六日 朝五ツ過ぎ奉行所へ行き控えていると、八ツ時(午後二時ごろ)頃呼び出しがあり、白洲へ出ると、留役(勘定留役)の吟味があった。田沢家臣島田左右平が呼び出されており、村方への出金の可否を一八日までに返答するよう申し渡され、直右衛門らには、早魃^{かんぱつ}による畑方損毛などのお糺^{ただ}しがあったのち引き上げた。

二〇日 田沢屋敷で、返済につき閏正月晦日までの延期が認められたので、正月分の上納について談合し、清水氏より借金をとりつける。

閏正月二八日 出府。

二九日 奉行所へ行ったところ、早引けしておらず、引き取る。

二月 二日 島田左右平より七月までの日延書付を提出したところ認められず、日限の短縮を命ぜられた。

三日 五月晦日までの日延書付にして提出したところ、これも認められず、三月一〇日までの日延とされた。また、村方(知行所)よりも願書を提出するようにとのことで、日延中の帰村願いも含め願書を差上げる(用土村半左衛門は病気のため、出府していない)。

三月 八日 出府。

一一日 奉行所へ赴いたところ、四月晦日までの日延を願ったが認められず、三日二〇日までの延期ならば許可することと、引き上げる。

一二日 三人(直右衛門・半左衛門・東屋吉兵衛カ)で奉行所へ赴き、二〇日までの日延を確認する。

二二日 牧太殿（田沢家臣）と役所へ赴き、四月二五日までの日延を願い出たが認められず、明日きつと上納するよう申し渡される。

二三日 再度二九日までの日延を願い出、認められる。

四月 七日 直右衛門出府。

八日 島田左右平、奉行所へ出頭。

一〇日 内金五両上納し、残金の二九日までの延期願いを済ませる。

*半左衛門↓清水氏より一一両借金 直右衛門↓荻野氏より五両借金。

一二日 一〇両一分と永一九二文二分を納める。

これにて残金完納したので帰村しようとしたが、納証文が済まないうちは帰村ならずとのことであったが、案文ができず、明一三日出頭するよう申し渡される。

以上が「御貸付金一件控」のあらましである。直右衛門の動向を日時を追ってまとめたが、領主（地頭）の返済金を肩代わりしなければならない知行所村の苦勞を察することはできよう。

田沢氏が、貸付方役所からいくら貸付金を借りたのかは判然としないが、この一件では未納分三〇両が問題となっている。そして、田沢氏の借金を知行所村が肩代わりしなければならないのは、おそらくは郷印証文があったためであろう。この郷印証文により、地頭が返済不能になったとき、知行地村が返済責任を負うことになり、本件の場合、「引請村」が用土村であり、熊川村が「控村」となっていた。この関係により、熊川村の名主直右衛門が呼び出されたのである。

一二月二五日出府した直右衛門と半左衛門は、貸付方役所に対して、両村で約五〇両近くを先納金として地頭所へ「過納」しており、未納金の調達はできないと訴えている。そして、地頭所へ掛けあったが、困窮のため「早速納金難致」と断られたため、二八日橋本町東屋吉兵衛方へおもむき、さらに願書を提出することになった。橋本町は馬喰町郡代屋敷に隣接した一帯であるので、東屋は公事宿^{くじやど}と考えられる。公事宿は、訴訟や裁判のために出府してきた者を宿泊させた宿屋で、主人は訴訟人の依頼を受けて、訴状の作成・手続きの代行、目安裏書（訴状の裏側に審理日を記し、担当奉行が連印したもの）・差紙（召換状）の送達、弁護人的機能などの行為を公認されていた（『国史大辞典』）。東屋吉兵衛もそのような一人であったろう。

二八日の貸付方役所への願書は「地頭用役召出され下ケ金仕り候様仰付けられ度」きことに主眼がおかれていたためか（あるいは普通の処理なのか）、貸付方役所からは、願い筋は奉行所へ回したとの申し渡しがあった。本件が金銭貸借の問題から、地頭所と知行村とのトラブルと判断され、管轄が奉行所⇨勘定奉行所へ移ったことになる。以後この「一件控」中の「願書」や「請書」の宛所は「御奉行所」となっている。

年が明けて文政五年正月七日に直右衛門は出府し、一六日には田沢家臣島田左右平が奉行所へ呼び出され、村方への出金の可否について申し渡された。このあたりの奉行所の対応を見ると、いかに時間を費やさねばならないかがわかって興味深い。二〇日になると閏正月晦日までの返済延期が認められているので、田沢氏が奉行所と交渉したのであるうか。以後も田沢氏は、再三再四返済の延期を計っているが、いよいよ三月二九日が最終日となった。

この間、直右衛門らは帰村・出府をくり返して様子をうかがうが、結局、直右衛門・半左衛門が借金をして上納する形になって終わっている。

この「御貸附金一件控」の記述を通してみると、文書中に添えられている「願書」・「請書」は、帰村申渡しや出頭命令の請書、あるいは出府届書など、内容よりも形式的な文面が多く、このような手続きをいちいち差上げることが必要であったことがわかる。つまり、この「一件控」は単にその経緯を記したものではなく、今後同様の問題がおきたときの控えにもなっているのである。

その他の御用 表Ⅲ-24は、現存する先納金・御用金関係文書をまとめたものである。元文三年（一七三六）以前につ

金・先納金 いてはわからないが、幕府は享保二〇年（一七三三）に、知行所農民が、田畑を質入れして用金に充当

することを禁止しており（『徳川禁令考後集第一』）、旗本の財政窮乏と御用金賦課の問題が深化していることがわかる。寛政二年（一七九〇）十一月には、田沢氏から長屋普請として知行所五か村に六〇両、うち熊川村へは二〇両が先納金として割当てられた（翌三年三月に地頭所より一〇両の受取証が残されている、『近世2』64）が、四年には麻布近辺の出火により屋敷が類焼してしまう。このときは幕府より、被災した一〇〇〇石以下の旗本に対して、家禄に応じて拝借金が下され、七〇〇石台の旗本には四〇両が下された（『御触書天保集成』）。

文政四年の貸付金一件では、翌五年七月に田沢氏より、貸付金未納分は必ず納入し、村方には迷惑を掛けない旨の書付が出されたが、一年になると事態はさらに深刻になっていく。

同年一月、田沢家臣松本森右衛門より先納金についての証文が届いた。それには、勝手向き不如意につき、来年より五か年の間「御前ニも御引込み成され此上厳しく御儉約専一に御守り御取統方御主法仰出され」、即ち、殿様が役職を退いてひたすら儉約に努めるから、村方には、殿様が「引込」むかわりに前年までの先納金合計三七両二朱・永一〇〇文の返済を、やはり五年間延期して欲しいというのである（『近世2』67）。文政一一年は一代目当主久左衛

表Ⅲ-24 熊川村先納金・御用金関係

	内 容	熊川村負担分	備 考
元文 3年 1月	勝手向不如意に付	20 両	合計 60 両 30 両 37 両 2 朱 永 100 文
寛政 2年11月	長屋普請に付		
文政 4年12月	貸付金一件		
11年 1月	勝手向不如意に付年延証文	50 両	5 か村 84 両 5 か村 100 両 先納金分 200 両(1 人に付 1 カ年 50 両)
天保14年12月	御用金に付借金証文		
安政 3年 2月	日光役所貸付金拝借証文		
5年 8月	勝手向暮方仕法替に付	8 両 1 分 2 朱	5 か村 84 両 5 か村 100 両 先納金分 200 両(1 人に付 1 カ年 50 両)
万延 2年 2月	〃	15 両 1 分 2 朱	
文久 1年11月	屋敷替に付借財返済証文	36 両 1 朱銀 2 匁 9 分	
3年 2月	軍役金上納に付		

門正申の時代であるが、前述したように、資料からは、翌一二年には当主の通称が「縫殿」に代わっていることを指摘した。あるいは、この証文を機に正申は引退したことも考えられる。

幕府は寛政元年（七八九）には、財政難に苦しむ旗本・御家人の救済のために棄捐令を出しているが、一方で幕府財政の増収を目的とした幕府公金貸付を実施していく。それらが馬喰町貸付方役所や京都・大坂・駿府町奉行などの遠国奉行所、各地代官所を通しておこなわれた幕府の公金貸付所であった。

これらの公金貸付は、領主財政の窮乏化・農村構造の変化・金融市場の動揺などに対応した幕府の経済政策であり、天保一三年（一八四二）にはその貸付高は約三六八万三〇〇両にのぼった。大名・旗本などはこれらの公金を年利約一割という低利で借りることができたのである（竹内誠「馬喰町貸付役所の成立」徳川林政史研究所『研究紀要・昭和48年度』）。

田沢氏も安政三年（一八六〇）に日光役所の貸付金を借りているわけであるが、借り方としては熊川村名主三郎左衛門など主だった者が、所持地を担保として質地証文を入れており、村借用心の形を取っているのである。

このような度重なる御用金・先納金について、実際に村方がどれだけ調達したのか、あるいは田沢氏がどれだけ返済したのか詳らかではない。

第四節 旗本長塩氏と知行所支配

長塩氏の系 長塩氏は、藤原秀郷の末流足利又太郎房長が長塩谷を領したことから、長塩を家名としたという。
譜 一代目正平（主水）

武田信玄・勝頼に仕え、のち東照宮（徳川家康）に仕える。

二代目正舎（作兵衛）

東照宮に仕え、大番を勤める。

三代目正家（又左衛門）

家康・秀忠に仕え、大番となり、常陸国鹿島郡内にて三五〇石を知行する。

寛永一〇年（六三）武蔵国多摩・男衾・榛沢・賀美四郡に二〇〇石加増され、すべて五五〇石を知行する。

万治元年（六五）死去。六〇歳。法名塩月院空嶺全長多摩郡熊川村普門寺に葬る。

四代目正勝（善兵衛・市郎左衛門）

寛永一九年大番。

寛文六年（六六）病氣により番を辞し、小普請に入る。

九年大番に復帰する。

天和二年（六八）隠居。



図Ⅲ-11 長塩氏墓地（福生院）

一一年病氣により番を辞す。

正徳 五年（一七一五）死去。八九歳。法名玄珠院忠岸道義。

小日向（文京区）の龍興寺に葬る。のち代々葬地とする。

五代目正武（伝七郎）

天和 三年大番。

元禄 四年（一六九二）小普請方となる。

六年病氣につき御役御免願ひ、のち大番に復す。

宝永 四年（一七〇七）大番組頭となる。

正徳 二年病氣により番を辞す。

享保 八年（一七二三）死去。六八歳。法名清雲院忠岩全節。

六代目正徳（市郎左衛門・主水）

宝永 六年小姓組番となる。

享保一二年小姓組組頭となり、布衣を着することを許される。

二〇年先手弓頭となる。

延享 元年（一七四四）死去。六〇歳。法名瑞岩院空宝玄祥。

七代目正親（市郎左衛門・主水）旗本日根野六左衛門弘明の三男高定長男で、正徳の養子となる。

延享 二年書院番となる。

宝暦十一年（一七六一）以後、屋敷改めを勤める。

一二年死去。五四歳。法名円台院逸外恵俊。

八代目正瑛（まさてる）（左膳・市郎左衛門）

天明 元年（一八一）書院番、駿府在番となる。

寛政 八年（一七九六）若君（後の一二代將軍家慶）に付属、西の丸に勤める。

九代目正朋（まさとも）（長五郎）小普請青木市郎兵衛該頼四男。

四代目正勝あたりまでは、資料により記述に相違がみられるが、以上が長塩氏の歴代当主の履歴である（『寛政譜』、『諸家系譜』国立公文書館蔵）。長塩氏についても田沢氏同様、寛政期以降の当主について実名や履歴など詳しいことはわからないが、補足をしておこう。ちなみに、「長塩」を名乗る旗本は当家一家のみであった。

市域内外の資料からは、寛政一二年に「長塩市郎左衛門」、文政元年（嘉永二年）「長塩長五郎」、嘉永六年（慶応三年）「長塩隼人」の通称を見ることができる。また、『徳川実紀』天保一三年六月二七日の条に「西城小姓組長塩長五



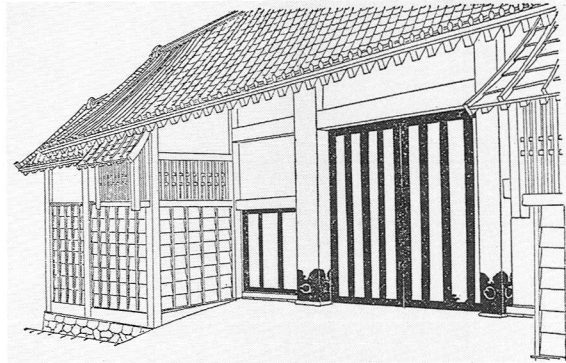
図Ⅲ-12 長塩隼人印鑑
（田口正弥家文書・茨城県
鉾田町）

郎老免して小普請に入り褒金を賜ふ」という記述が見える。慶応年間に提出された長塩氏の「明細短冊」（『江戸幕臣人名事典』）には、次のように記されている。

長塩 虫

子歳四十 高 虫 十石武蔵常陸 本国上野 生国

武蔵 祖父長塩 虫 御書院番相勤め申し候 父長



図Ⅲ-13 500石級武士の門構え（『江戸幕府役職集成』雄山閣）

塩〔虫〕病死仕候

元治元甲子年八月二十日小普請組安藤与十郎支配ヨリ両御番之内江御番入被仰付御書院番松平駿河守組江入

この「明細短冊」の最後に書かれている、元治元年に書院番に御番入したという記述については、「御書院番水野伊勢守組長塩隼人」と記された印鑑証明が残されている（田口正弥家文書・茨城県銚田町）。水野伊勢守忠全は元治元年から慶応二年まで書院番頭に就任しているので、松平駿河守組からの組替えはあったものの、この「明細短冊」を書き上げた長塩氏は、前述の通称「長塩隼人」と同一人物と判断してよさそうである。

「明細短冊」の破損が妨げになるが、これらのことから八代目市郎左衛門正英は寛政一二年時点では当主であり、その後長五郎正朋が家を継ぎ西の丸小姓組番を勤めていた。天保一三年に正朋は老年により職を辞したが、のち病死。ついで元治元年隼人が小普請組から書院番へ御番入りをした。

これらのことから、正英以降の当主を次のようにまとめておくことにする。

八代目 正英（左膳・市郎左衛門）

九代目 正朋（長五郎）

一〇代目 （隼人）

付記 文政三年（二二〇）二月より書き始まっている「万覚帳」（森田豊家文書）には、同一三年の記述に「御屋敷

御隠居様御死去之節」、嘉永五年（二八五）八月七日に「御地頭殿様御□去ニ付」——この項に「一金式分也御香料」とある——の記述が見える。虫損で解説できない部分もあり、即断はできないが、八代目正瑛・九

代目正朋の死を予測させる記事と思われるので、付記しておくことにする。

知行所の年

江戸時代の貢租は年貢と呼ばれ、田畑にかかる本途物成と、田畑以外の山林・原野・海川・湖沼などに対してかかる小物成とがあった。田畑の年貢は、検地によって確定された村高を基準に賦課される

が、関東地方では田方を米納で、畑方を永納（永一貫文Ⅱ一〇〇〇文を金一両に換算する。実際には銭〇貫〇〇文と）のように納める。三八八ページとした。

小物成というのは雑税のことで、野銭・山銭・林銭などと呼ばれ、様々であった。

これらのほかにも、高掛物と呼ばれる付加税があり、村高に応じて賦課された。幕府直轄領（天領）では伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用の三つは高掛三役と呼ばれ、大名・旗本など私領でも夫役・夫米など様々な名目の高掛物があった。

長塩氏は、表Ⅲ-25に見るように、熊川村のほか当間村（茨城県鉾田町）・板井村（埼玉県江南町）・用土村（同寄居町）・金窪村（同上里町）の五か村に合計五五〇石の知行地を持っていた。

前述したように、本途物成や小物成など上納すべき年貢を一紙にまとめたものを「年貢割付状」といい、毎年一〇と一月ころに領主から村々の名主・年寄・惣百姓へ宛てて発給された。割付状を受け取った名主など村役人は、百姓全員の立ち会いのもとで、村民の所持高に応じて年貢の割付をおこない、各人の上納すべき年貢米金を決定するの

表Ⅲ-25 天明5年の知行高

常陸国鹿島郡	当間村	350 石
武蔵国多摩郡	熊川村	118 石
男衾郡	板井村	38 石 2 斗 1 升 1 合 6 才
榛沢郡	用土村	37 石 2 斗 3 升 8 合 9 勺 2 才
賀美郡	金窪村	6 石 5 斗 5 升 9 勺 2 才
		550 石 0 斗 0 升 0 合 9 勺 0 才

(茨城県銚田町 富田新一郎家文書より作成)

である。そして、すべての年貢が納められると、領主は年貢を受け取ったことを示す「年貢皆済目録」を村々へ発給した。

長塩氏については、この年貢割付状や年貢皆済目録がほとんど残されておらず、どのような年貢徴収をおこなっていたのか、詳しいことはわからない。

表Ⅲ-26は、安永五〜九年（七六〜八〇）まで五年間の年貢高である。熊川村は、田方年貢はなく畑方永納である。この時期の米価についてははっきりしていないが、安永元年の江戸小売米価は一石につき銀六九・一〜七一・三八匁という数字があげられているので、この間をとって仮に米一石＝銀七〇匁として換算してみる。

五か村の合計年貢米永は、

安永五年 米九三石

永四六貫七五六文

六年

八五石三斗

四四貫五四〇文

七年

八三石五斗

四一貫九四一文

三九貫三七三文

四九貫八二二文

八年

七八石二斗

九年

九八石三斗

であるから、米納は一か年平均約九二兩一分、永納は約四四兩二分となり、合計で約一三七兩。これが年貢上納高になるわけであり、長塩氏の一年間の収入に相当するのである。

この安永年間の当主は八代目正英の時代で、正英は宝暦一二年に父正親の死去にともない遺跡を継いでいるが、書

第4節 旗本長塩氏と知行所支配

表Ⅲ-26 安永5～9年の5か村年貢高

		熊川村	板井村	用土村	金窪村	当間村	合 計
安永5	米	—	石斗升合勺才 4.00000	0.75000	0.75000	87.50000	93.00000
	永	買文 18.850	3.956	3.150	0.600	25.200	46.756
6	米	—	3.80000	0.70000	0.55000	80.25000	85.30000
	永	12.825	3.900	3.000	0.600	24.215	44.540
7	米	—	3.55000	0.80000	0.80000	78.35000	83.50000
	永	12.123	3.824	2.800	0.550	22.645	41.941
8	米	—	5.05000	0.85000	1.10000	71.20000	78.20000
	永	11.123	4.200	3.000	0.800	20.250	39.373
9	米	—	4.20000	0.95000	0.90000	92.25000	98.30000
	永	13.822	4.200	3.000	0.800	28.000	49.822

注 単位は安永5年を例にそれぞれ同じ。(茨城県銚田町 富田新一郎家文書より作成)

院番士になるのは天明元年のことであるから、この当時は小普請であったと思われる。

慶安二年(一六四九)の幕府の軍役規定によれば、五〇〇石級の旗本は侍二人のほか甲冑持・鎗持・馬の口取・小荷駄・草履取・挟箱持・立弓など合計一人を揃えることになっていった。

前節の田沢氏の項でも述べたが、太平の世がつづき、商品経済の発展にともなう支出が増大するなか、まったくの消費生活を送らざるを得ない旗本たちに、以上のような軍役規定の人数を常備できるはずもなかった。それでも、役職に就き、あるいは江戸城に登城するときは、供連れの家臣は必要なのであり、主人とその家族のみというのは、体面のうえでもとれなかったであろう。

旗本の困窮と退廃 長塩氏の年間収入は、知行所からの年貢収入一四〇両前後であるから、財政的な余裕

はなかったと考えられる。

この安永年間というのは、周知のように田沼時代と呼ば

れている。従来は、老中田沼意次による賄賂政治がおこなわれた時代として知られていたが、近年、大石慎三郎や後藤一朗により田沼意次の再検討がおこなわれ、すぐれた財務家としての評価が位置付けられてきている（大石慎三郎『田沼意次の時代』、後藤一朗『田沼意次・その虚実』）。それはともかく、当時の旗本たちの士風はかなり乱れていたようである。

そのような田沼時代の諸様相を著した辻善之助『田沼時代』のなかに、「士風の^{はいた}廢頹」として旗本の乱脈ぶりが述べられている。その例の一つに、安永四年（一七七五）小普請猪飼五郎大夫が遠島に処せられたというものがある。家が貧乏で、下男下女一人ずつ以外は使用人もなかったが、たびたび遊女屋に遊び、駄落して逃げてきた売女を自宅にかくまい、さらに、これも身のためにならないと忠告をした者を、些細なことから遂には斬殺したというのである。

『寛政重修諸家譜』の猪飼五郎大夫正辰の項を見ると、このため正辰は遠島になり、この猪飼家は改易になっているが、同家は家禄が八〇〇石であり、正辰も家を継いだ当初は小姓組番士として出仕し、父正昌は西の丸先手弓頭まで勤めた。そして祖父の代までは、家禄は一一〇〇石を知行していたのである。このような事件をおこすからには、一般的ではないかもしれないが、八〇〇石の旗本ですら使用人をまともに抱えることができない状況になっていたのである。

また『田沼時代』には、旗本の御番入りについて森山孝盛（旗本。大番として出仕し、のち目付・先手鉄砲頭を勤める）の著作を引用しているが、それによると森山が初めて役に就いたとき（即ち大番）、同役の振舞にかかった費用が四八両であったという。森山孝盛の家禄は三〇〇石と慶米一〇〇俵であるから、長塩氏の家禄五五〇石とは少々差があるが、正英もこの後天明元年（一七八一）に同じく番方の書院番として出仕することになるわけである。森山は安

表Ⅲ-27 長塩於常縁組調達金の返済方法

	元・利金	返 済	利 息
文政元寅年12月	兩 分 朱 10.0.0		
～ 2 卯年11月		兩 3.0.0	匁 120.0.0
～ 3 辰年11月	9.0.0		108.0.0
～ 4 巳年11月	10.3.0 3.0.0		129.0.0
～ 5 午年11月	12.3.3 0.7.5		155.2.5
～ 6 未年11月	15.2.0 2.2.5		182.0.0
～ 7 申年11月	18.2.2 0.7.5		223.5.0
～ 8 酉年11月	22.1.1 3.0.0		267.7.5

永二年に大番入りしているから、時代的にも近い。長塩氏の年貢収入が一四〇両程度ならば、四八両は年収の三分の一に匹敵することになる。森山の振舞という行為が一般的ではない、とはいいい切れないとするならば、旗本一般の財政が破綻するのは当然であろう。

於常様縁組と御用金

長塩氏の財政状況を知ることができる資料がないので実態がわからないが、表Ⅲ-27は文政元年（一八一〇）一二月、長塩氏の娘であろう「於常」の縁組があり、熊川村へ御用金として金一〇両の調達

を仰せ付けられたときの、長塩氏の返済方法を記したものである。この表からわかるように翌文政二年一月までに金三両が返済されたが、この一年間の利子が銀一二〇匁（金一兩＝銀六〇匁として換算しているので、金二兩となる）、つまり年利二〇パーセントにもおよび、残りの返済金が九兩になっている。文政三年以降には返済額についての記述がないので、実際に返済されていないのかもしれない。結局文政八年一月を過ぎた時点では、元利金二二兩余と利息銀二六七匁、合計二六兩三分余に返済額がふくらんでしまっているのである。

以上のように、長塩氏の財政は、破局状態に陥っていることがうかがえる。

地頭無尽

旗本の財政窮乏の補填策として、田沢氏の例でも御用金・先納金や幕府の公金貸付の利用をおこなっていたことを述べたが、これら以外に「無尽」＝頼母子講なども補填策としておこなわれていた。頼母子講は、近世農民の身近な金融形態として発展したもので、少額の金銭を交流する相互融

通組織であると同時に、一時にまとまった額の金銭を得ることのできる機会であった（竹中眞幸「近世後期の農村金融——北関東下野農村の事例——」『歴史手帖10』6）。この無尽を旗本自身が主催者（講元）になって、知行所農民を相手におこなうことは、一般に「地頭無尽」と呼ばれた。長塩氏も、このような補填策をおこなっていたらしい。天保一四年（一八四三）閏九月に始まる「日記帳」と題された一冊（森田豊家文書）には、当時の森田の「無尽」に関すると思われる記述が記されている。その中に「天保十四年卯十月晦日初 御地頭無尽」という項がみえる。それによれば、圖數五〇本、懸け金が三朱で、一回ごとの集金額である「寄金」が九両一分二朱（一両〓四分、一分〓四朱）となっている。このなかから無尽金未給者に対して支給される「割返」が二両、「茶代」が一分二朱、これらを差し引いた七両が「手取」〓一回ごとの無尽給付金と決められていたようである（前掲竹中論文を参考にしてまとめた）。

これを基本として、実際の掛け金は一口二朱と一四五文となっていた。「日記帳」の記載では、この後、翌弘化元年（一八四四）三月から嘉永二年（一八四九）三月まで二五回分の「地頭無尽」が書き上げられており、およそ一・三・七・九・一一月の年五回開かれていたようである。

しかし、この「地頭無尽」により、長塩氏がどの程度財政的補填を成し得たのかわからない。